



Title	1789年人権宣言研究序説(4)
Author(s)	深瀬, 忠一; FUKASE, Tadakazu
Citation	北大法学論集, 40(1), 191-245
Issue Date	1989-11-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16676
Type	departmental bulletin paper
File Information	40(1)_p191-245.pdf



一七八九年人權宣言研究序説(四)

深瀬忠一

目次

序言

第一節——人權宣言の制定過程

- (一) 討議の端緒(ラファイエット提案迄)(本誌一四卷三・四号)
 - (二) 委員会の報告および個人の宣言諸草案と討論(一五卷一号)
 - (三) 確定案の準備(条項別討議のための基礎案の選定迄)
- (1) 義務宣言を併置せぬ権利宣言を憲法に先行せしめる決定迄の経緯と問題

- (2) 八月四日封建制廃止宣言の意義
- (3) 五人委員会案の否決と第六部会案の採択（以上一八卷三号）

(四) 各条項別の討議

- (1) 条項別審議過程と内容の分析と確定条項の成立
- (2) 確定条項に含まれる諸草案・決議の影響の分析と総括（以上本号）

第二節——人権宣言の法的特質

結語

人権宣言の制定過程の研究は、本稿で最終段階の検討をおえる。すなわち、国民議会が、一七八九年八月二〇日から八月二六日までの一週間に、各条項別ごとに審議し逐一採決して、人権宣言一七カ条が成立する過程と内容の分析である(四、(1))。そして、本稿によつて、七月六日以降、革命の動乱のさなかでの人権宣言制定の全過程と内容の検討結果を総括することが可能となつたので、その基本的特徴を要約するとともに、確定条項に及ぼした諸草案の影響関係をわかりやすく集約し、かつ表に示すこととしたい(四、(2))。

(四) 各条項別の討議

第六部会案が各条項別の討議の基礎となる案として一七八九年八月一九日に採択された(一八卷三号、七〇)後、国民議会は早速翌二〇日から条項別の最終的討議に入る。一日平均三カ条(二日で一カ条、一日で四カ条の場合あり)の割で熱心な討論を進め、多くの大

小の修正の後、八月二六日には一七カ条の確定案を議定し終わった。その後国王の最終的な承認がえられるのは、同年九月の経済的・政治的(憲法制定上の)困難を背景とし、民衆の激しい運動の圧力により、一〇月五日になる(Walsh, p. 14220)。¹⁾ この国民議会における各条項にそくした審議内容⁽²⁾⁽³⁾は、立法者意思を分析するうえで重要なものが多い。また、国王の受諾過程および内容を含めて、人權宣言の性格および内容上の特色を掘り下げて考察するため必要な素材を提供している。以下逐一検討をすすめる。

(1) 条項別審議過程と内容の分析

前文・第一・二・三条

(八月二〇日討議・採択。クレルモン。トネール議長。A. P. III, p. 461-463)。まず、前文については、以下のような諸修正案が提出された。

ド・ラポルド (de Labode) 修正案。「フランス国民の代表者は、国民議会に集合し、国家の憲法を起草する任を負い、最高存在者 (l'Être suprême) に祈願した後、

あらゆる社会の目的は人間と市民の諸権利を表明し、要求しかつ確保することであることを考慮し、いかなる制定された政治団体も権力の限界を越えないこと、

立法府から権力を濫用するようなすべての手段を、立法府を人間の諸権利を防衛するよう制限することによって (en le renfermant dans la défense des droits……) 奪うことがとりわけ不可欠であること、そして他のすべて (の諸権利) も、市民が自然から享けているところの諸権利が一切の侵害から保護されるように構成されることが重要であること、

したがって、国民議会は、制定された諸権利がそのなかに自らを限定しなければならぬ限界を見出すだろうところの、次のような諸条項を宣言する。」(A. P. III, p. 462)

この案では、「最高存在者」(第六部会案では「宇宙の至高の立法者」となっていた)という用語がでてきたこと、諸権力とくに立法府の権力濫用を防ぎ、それら国家権力の「限界」として人權宣言をとらえている点、注目される。

ヴィリウー伯 (le comte de Virieu) 修正案。「フランス人民の代表者は、国民議会に集合し、

社会秩序およびすべての良い憲法は基礎として不変の諸原則をもたねばならぬこと、人間は能力と需要とともに、したがってその能力を行使しその需要を満足させる譲り渡すことのできない権利とともに、創られたので、政治社会の制度に服することになつてゐるのは、その諸権利を共通の力の保護の下に置くためのみであること、を考慮し、

政府は被治者の利益のためにのみ存在するのであつて、為政者の利益のためではないこと、また社会団体のすべての構成員に對し彼らの不可譲かつ消滅することのない諸権利を宣言することは、市民の要求が争いえない諸原則に基づくことにより法律の維持とすべての人の幸福に向けられ奉仕するようになるために、本質的に重要であること、

かくして、フランス人民の名において、最高存在の臨存のもとに、市民のすべての消滅することのない諸権利を確立しようとして欲し、それらの諸権利が次のような真理に基づくことを宣言する……。」(A. P., III, p. 462)

と政府が被治者の利益のために存在することを明言している。なお「最高存在者」が、「造物主」^{クレアトル}「神」^{ディヴィン}であり(而上「形学的」でなく「祭教的」なとらえ方)、その庇護のもとに「社会契約」を締結し人權を宣言するのであつて、「自然」から諸権利を獲るのではないという趣旨の発言もしている(Walsh, p. 133は、「ヴィリウーが第六部会案を」^{擁護したが、効果はなかった」と述べている})。

ド・ヴォルネー (de Volney) 修正案。「一七八九年、ルイ一六世君臨の第一六年に、立法院に集会した(国民)代表者は、永い以前からとくにここ数年來、人民の租税は濫費せられ、國庫は使い果され、安全と自由と所有は非道な仕方で侵害されてきたことを考慮し、

これらの無秩序の原因は人民の無知と執行権の側における義務の忘却に由来することを考慮し、以下の条項を決定した……。」(A. P., VIII, p. 462)。

この提案は、権利宣言を必要ならしめた歴史的「環境」を述べるといふ、先行案とは「異つた形式」をとつてゐる。

多くの議員達が主張したのは、「最高存在者の臨存のもとに」といふ一句を前文に入れるべきだということだつた。これに對し、最高者の臨存は「あらゆるところ」にあるのだから、その宣言は「無用」と論ずる者もあつた。「人間はその

諸權利を自然から享けているのであつて、何人から享けているのではない」という反宗教的発言もある。ローマやロシアやアメリカの立法者達が、彼らの法典の冒頭に「最高存在者」に祈願していることを引用する議員もあつた。四分の一以上の聖職者 (Walch, p. 144) 議員を擁する国民議會は、結局この一句を確定前文に入れることになる。

議長は、以上の前文諸案 (第六部会、ラポルド、フエリエール、ウイリウ、ヴォルネー案) を読んでそのいずれを採用かを議會にはかつたが、奇妙なことは (どのような影響の下に起つた) のか不明。Walch, p. 144)、前夜に否決されたはずの「五人委員会案」前文 (本誌一八卷三頁) が再び多くの議員の要求により原案として討議され、デムーニエ (Desmouliers) が若干の修正を加えて (A. P. III) 確定前文として「大多数」により採択されている。文面は次の通り。

「国民議會に組織されたフランス人民の代表は、人間の諸權利の無知、忘却または輕蔑が公共の不幸および統治機構の腐敗の唯一の原因であることを考慮し、嚴肅な宣言によつて、人間の不可譲かつ神聖な自然権を宣示 (exposer) することを決意した。この宣言が、社会団体の全構成員に対して恒常的に現在し、彼らに絶えず彼らの權利と義務とを想起させるようにするために、また立法権および執行権の行為がいつでも全政治制度の目的と対照されることによつてそれがより尊重されるように、また市民の諸要求が爾後單純かつ争いぬ諸原則に基づき憲法の維持とすべての人々の幸福とに向うようになるために。

したがつて、国民議會は、最高存在者の臨存と庇護のもとに、人間と市民の次のような条項を承認しかつ宣言する……。」 (A. P. III, p. 463)。

「五人委員会案」に加えられた修正は僅かである (筆者傍線部分)。「再建」を「宣示」に変えたのは、自然権が創設的というより蔽存するものの宣言的表明だというニュアンスを出そうとしたものであろうか (Walch, p. 144) は、むしろ氣負つた言ひまわし (ワルシュ)。「最高存在者」に関する一句は、「五人委員会案」では「意図的にか偶然にか」 (Walch, p. 146)「脱漏」していたものである。第六部会案には類似の句があり (述上)、国民議會の多数意見により挿入された。ヴァルシュによれば (P. 146)、この追加修正は、国民議會議員は「少なくともも理神論者」であり、「僧侶階級の協力に謝意を表し」、また「国民大衆と

りわけ農村の大衆の宗教的本能に満足を与え」ようとしたもの、と説明されている。(「信教の自由」および「公的祭祀」に)。(4)

第一・二・三条 (A.P. VII, p. 463 採択)。

原案(第六部)の第一条から第一〇条まで(本誌一八巻(三〇七二頁)が読まれたが、ダンドレ(D. André)がその採択に反対(第一条は欲求と需要に)ついて語っているにすぎず、第二条は、わか)ラファイエットの「意見にそつて」(七月十一日提案。A.P. 自ラドに。本)一条項案を示している。第二・四・五条は一括しうる。

「人間の不可譲の消滅することのない諸権利は、自由と所有と安全、権利の平等、その名誉と生命の保全、その思想の伝達および圧制に対する抵抗である」(ラファイエット案よりかなり簡略化されている)。

タルジエ(Targel)も原案一〇カ条の削除と、次の五条をもつて代うべきことを提案している。

「一条 各人は自然からその能力を行使する権利をうけている。ただし他人の能力の行使を害しない義務がある。一方は彼の権利であり、他は彼の義務である。

二条 安全、自由および所有とは、一方において享受の権利であり、他は、一定の物を所有する排他的権能である。そこに人々の権利を構成しているところのものがある。

三条 人々の資力と能力は同じではない。そしてあらゆる社会の目的は資力の不平等のさなかで平等を維持することにある。四條 人々が彼の諸権利を市民社会において結合することに於いて失なうときに、彼らはそれら諸権利を確保することに於いてより大きな保証をうるのである。

五条 社会の外においては、なんらの保障も存しない。社会においては、これに反して、法律があらゆる権利を保障する。」

ド・ラ・リュゼルヌ (de la Luzerne) (ラングル) は、最初の二条を次の条項に代えることを提案。

「自然の作者はすべての人々に幸福への需要と欲求および幸福に到達する能力を具有させた。これらの能力の充満で完全な行使にこそ自由が存する。」

ド・ボワジュランの雄弁な演説や他の弁士の(退屈して)演説が続き、議場は出席者が少なくなり、定員数に足りず不正規だと指摘する者(ド・モル)もいた。「時間がきわめて」進んだにもかかわらず、国民議会は未だ何も採択しえなかつた。そこで、ムニエが次の三カ条の提案を行う。

「一条 人間は、自由でまた権利において平等なものとして生まれ、生存する。社会的区別は、共同の利益にのみ基づいたものでなければならぬ。

二条 あらゆる政治的結合の目的は、人間の自然で消滅することのない諸権利を保全することに存する。これらの諸権利は、自由、所有、安全および圧制への抵抗である。

三条 あらゆる主権の源泉は、本質的に国民に存する。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に派生しないとこの権威を行使することはできない。」(A. P. VIII, p. 463)

このムニエの提案は、議場の「眠気を醒まし」、これに対する「喧騒」と(僧侶、貴族、平民の提示する様々の修正案)の「矛盾」のうちに、「討議が行われた後、結局採択された」。また「議会は原案の最初の六カ条を(ムニエの)三カ条に代えることを決定した」とも報じられているが、議事録は、ただ単に、「それら条項が採択された」と記録する(画 P. 463)にとどまる。

このようにして、人権宣言の最初の三カ条はムニエ案通り決定された。その原型が、ラファイエット案(七月十一日提三・四号)に発すること、そのラファイエット案の基本的アイデアをとりいれつつ他の諸草案も参照し「融和を試み」たムニエ案(七月二十七日提出、二三三条案。同日憲法委員会提出案は一六三条案。本誌一五卷一七、一八、一九日エト案を否決して第六部会案を討議の基)後に、「編集的」に整備された三カ条の形で再び姿をあらわし、結局、確定条項として直ちに採択されたわけである。

いったい、ラファイエット案がどのようなアメリカ憲法思想や原則の影響を受けたか(受なかつたか)、またフランス

固有の要素をもっていたかについては、別稿「フランス革命の人権宣言制定をめぐるラファイエットとジェファアソン」の研究中で検討した。米独立戦争支援の勇将ラファイエットが、米「独立宣言」の次に仏「人権宣言」をつくることを理想とし、その「独立宣言」起草の父ジェファアソンと親交があり、革命前夜から駐仏米大使としてパリに在って活躍していたジェファアソンに、ラファイエットは彼の人権宣言草案作成について直接・間接に助言をもとめている。また、ジェファアソン自身、一七八九年六月初めのクリチカルな時点で、フランスのための「権利憲章」(Charter of Rights)案を作成して、ラファイエットにも見せている。したがって、ラファイエット案を基本に、確定条項一―三条が成立したことは、アメリカ憲法思想の大きな影響があつたらしいことを推測せしめる。

しかし、この重要な問題点は、それ程単純ではない。ラファイエット自身、一七八九年一月から七月の国民議会上提までに、人権宣言草案を第一・第二・第三案と作成しており、その間に重要な修正・改変が加えられ、また、ジェファアソンの「権利憲章」構想や部分的な直接の助言は、いづれもラファイエットの採らなかつたものであること、および、ラファイエット案のどの部分にどのよう^⑧なアメリカ憲法思想の影響があつたか(なかつたか)、またラファイエット案のフランス固有の思想や現実に対応する部分のあること、を厳密に分析・解明する必要があるからである。この全体的な解析は別稿で行なつたので、ここでは必要な、結論のみを要約すれば、アメリカの一般的憲法原則が共通の「革命」の精神^⑨としてラファイエット案(議会上提第三案(議会上提第三案)に影響を与え、そのラファイエット案がシェイエス案の一部をとり入れたムニエの綜合により確定条項の基本原則ともいふべき一・二・三条に採用されたといふことができる。他の確定条項については、ラファイエット案の影響は部分的ないし無いものが多い^⑩。

したがって、確定条項一・二・三条は、ラファイエット案を通して、アメリカ革命の憲法思想がもつとも影響を与え、アメリカ、フランス(共通の)「革命精神」を昂揚した条項といえるが、それを集約的な条項としたのは、「イギリス憲

法賞讃」者ムニエ(本誌一五卷一三頁)の編纂力によるほか、他の諸案(シエイエスその他)および革命の進展(とくに八月四日の封建制廃止宣言)を背景にもつて

この仏・米革命共通の近代立憲主義の原点といえる憲法思想と精神が、実は、日本国憲法の原点(前文十一、十二)にもひそむこと(註)を、ここで想起しておくことは、無駄ではあるまい。

第四・五条(八月二日午前討論・採)
(A. P. Ⅲ, p. 464)

議長は、原案(第六部)七条を討議に付した。

アレクサンドル・ド・ラメト (Le chevalier Alexandre de Lameth) は、第六部会案の七・八・九・一〇条の諸原則を要約、短縮し、「より精力的な仕方で開催することを目指し」次の二カ条にして提案する。

「1 (四条となる) 自由とは他人を害しないことはすべてなしうることに存する。したがって、各人の自然権の行使は、社会の他の構成員に対してこれらの同じ権利の享有を確保するところの限界以外を明らかに (evidement) もたない。これらの限界は法律によってのみ決定されうる。

2 (五条となる) 法律は、社会に明らかに有害 (evidement nuisibles) な行為でなければ禁止することはできない。法律によって禁止されていないすべてのことは、阻げることができず、また何人も法律が命じていないことをなすよう強制されることはない。」

この二カ条が討議の対象とされ、種々の修正案が出されるが、基本的に確定第四・五条になるこの案は、第六部会案(七、一)の実質的内容(本誌一八卷三頁)の要約と先行の他の諸案中のイデー(本誌一五卷一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)の集約といえよう。実質的内容における権利と義務の相互関係の巧みな要約であり、すでにムニエ草案(七月二七日委員会提案)に、同文条項が提示されているし、また、後段は、ラファイエット草案三条方式と同じ(本誌一四卷三、四)であるから、ラメトの独創というわけではない。A・ラメトは「中間左派に近い三頭政治派の一巨頭」といわれる人物であるが、既提出草案中の最も優れたと

考えた方式を編集しえたところに彼の役割があつたといえようか。

第六条

(四・五条につづいて、八月二日午前)
討論・採択。A. P. 頁 2. (Gai-les)

第四・五条の採択後、第六部会案十一条(本誌一八巻三号、七二頁を)を基礎として「市民の名における最も麗わしい特権の一つである、あらゆる社会の地位や職に就きうる権利」についての討議にうつる。多くの提案と議論がなされる。バレル・ド・ヴィウザック (Barrière de Vieuzac) が述べたように、公職就任可能性の問題は「競走心を刺激」し、「アメリカ人達はその権利宣言のなかであらゆる貴族制の芽をつみとってしまった」ように、十一条よりは「より、精力的であり、広汎な仕方」で保障し、公職の行使権限が恣意的になつたり排他的にならぬ」ようにすべきだ、というのは、大多数の関心や気持を反映したものだつたらう。

ド・ボーアルネ (de Bournais) は、十一、一二、一三、一四、一五条を一つにまとめた案、マルチノー (Martineau) は五カ条案(多くの支)、カミュヤル・シャプリエの修正案、タルジュの三カ条案、ヴォルネーとピゾン・デュ・ギヤラン (Pison du Galand) は、第六部会案一二条を十一条の前に位置せしむべきだと述べ、ムニエは、十一条のいう「招喚」は曖昧で、後の立法者をわずらわせることになるかもしれない(立法上裁判官や財務官に財産資格を必要とすることがありうる)から、「生まれによる区別なしに、彼らの才能と力倆にしたがつて、承認されうる」と修正すべきだと主張している。その他多くの提案・意見があつたが、結局、ド・タレーラン・ペリゴール(Antoine Perigord)の次の案が、一読後あらゆる票をあつめた。

「法律は一般意志の表現であるから、すべての市民は、彼ら自身でまたはその代表者を通じて、その作成に協力すべきである。法律は、保護する場合でも、処罰する場合でも、すべてのものにとつて同一でなければならぬ。すべての市民は、法律の眼にとつて平等であるから、彼らの能力(Capacité)にしたがつて、あらゆる地位およびあらゆる公の職務に就くことができる。」

以上のすべての提案、修正案を逐一採否にとつた後、タレーラン案が最後になり、ムニエらの修正提案が「就くこと

を認められる」、「出生による差別なしに」とすることを主張。ムニエが「能力にしたがつて」とは、公職就任に、年齢や財産の条件をつけることも含むとの解釈を示したことに反対して、議会の（左翼）一部から無効を主張するものがあったが、議長のラリ・トランダルがこれら少数による議決の無効論を抑え（そういう議事を認めては憲法を確立し、自由を確保固たらしめるため）の議決が不可能となる）、自ら修正案「彼らの才能と徳性以外の区別なしに」を出し、殆ど満場一致で承認させ、最終的に次のような文言（p. 46）で、第六条を「満場一致」で可決し、会議を終了した。

「第六条 法律は一般意志の表現である。すべての市民は彼ら自身で、またはその代表者を通じて、その作成に協力する権利をもつ。法律は、保護する場合でも、処罰する場合でも、すべてのものにとつて同一でなければならない。すべての市民は法律の眼にとつて平等であるから、彼らの能力にしたがい、彼らの徳性と才能以外の区別をのぞけば、ひとしく（egalent）、あらゆる公の高職、地位および職務に就くことができる。」

第六条がこのようにまとまったのは、タレーランの起草とラリ・トランダルの修正によるわけで、後者の修正（部分）は明確化という意味で、注目される。（なお、八月二日の会議の部分には、ドボワランドリイ（*De Boissandry*）の八節に分けた七四条に及ぶ詳細な条項案は、この資料は）（この資料は）（「権利宣言に導入するために」）が、議会の命令で印刷され、挿入されている（A. P. I. 冊 pp. 468-470. Moniteur）。

本確定第六条は、きわめてフランス的な総合条項であり（後述）、その意味内容が豊かな重要条項である。

第七・八・九条（八月二日午前討議採択）

第六部会案一四條（本誌一八巻三〇七-三〇九頁）を出発点として、刑事裁判にかんする権利について、興味深い提案や討論が行われる。まず、タルジエが、次の提案をする。

「一条 いかなる市民も、法律の名において、また法律の規定する形式により、また明確化された条項にしたがうのでなければ、訴追され、逮捕され、拘束され、処罰されえない。」

二条 自由に反するすべての恣意的な命令は処罰されるべきである。そのような命令を請求し、発し、執行しかつ執行せしめた

者達は、処罰されるべきである。」

また、ボンネー公爵 (le marquis de Bonnay) が、いくつもの条項の原則を含む提案(三カ)を行っているが、そのうち(一)、次の刑の遡及効禁止の規定が注目される。

「いかなる法律も遡及効をもちえない。しかし、法律が公布された時から、それはすべての市民に対して義務的となり、そして共通の法律への服従が、すべての市民に平等であることにおいてこそ、市民的平等が存する。」

とりわけ、デュポール (Dupont) の二カ条の提案が重要であり、第二条は起草過程上、はじめて現われ、しかも確定条項に採用されたものとして見逃せない。彼は、犯罪者に対する「温和で人間的な法律」が国民的榮譽とされるべきであるが、フランスにおいて判決の宣告もないのに犯罪者を処罰するという「野蛮な慣行」があること、またバステイユやシャトレの牢獄の恐るべき状態があるが、犯罪者の身柄を拘束することを刑罰の一部をなすものとしてはならないことを強調し、二つの原則、すなわち、同一の犯罪には平等な刑罰、また犯罪者の身柄拘束の温和な方法の原則にもとづいて、次の提案をしている。

「一条 法律は、厳格にかつ明白に必要であるところの犯罪のみを制定することができ、また犯罪者は事前に制定されかつ合法的に適用される法律によってのみ処罰されることができる。」

二条 すべての者は、有罪判決がでるまでは無罪であるから、逮捕することが不可欠であると判断されたとしても、その身体を拘束するたために必要ではないところの一切の厳格さはきびしく抑制されるべきである。」

ラリ・トランダルが強くこのデュポール案を支持、マルティノーもこれに賛するが、部分的修正案を出す。ミラボー伯が (le comte de Mirabeau) 官憲の責任については、上は大臣から下は現場の下級官吏にいたるまで(たくに警官)、全階層の責任」を問題にすべく、そのため「明確な法律」により拘束されるべきことを強調。シャトレー公爵 (le duc du

Chatelet) は、イギリスに行われているウォラント (Warrant) の導入を提案するが、デムーニエが反対、それは嘗ては大いに使用されていたが、濫用が多いというのできわめて制限され、今日では殆ど実効性がないというので、結局認められていない、と。

また、マルーエ (Maconet) は、シェイエス案の一九条 (七月二〇二二日。本誌二) を付加すべきことを提案、結局、多くの提案や意見のうち、デュポールとタルジエ案を合体し、シェイエス案を加え、若干の修正 (デムーニエが、「法律の名において」は濫用のおそれあり、「法律によつて」との修正案が認められ)、七一九条の確定案が採択された。

七条 何人も、法律により確定された場合で、かつ法律の規定する形式によるものでなければ、訴追され、逮捕され、拘禁されない。恣意的命令を請求し、発令し、執行しまたは執行せしめた者は、処罰されねばならない。しかしながら法律により召喚されまたは逮捕された市民は、ただちにしたがわねばならない。抵抗すれば有罪となる。

八条 法律は、厳格で明白に必要な刑罰のみを定めねばならず、何人も、犯罪に先立つて制定公布され、かつ適法に適用される法律によるのでなければ、処罰されることはない。

九条 すべての人は、有罪だと宣告されるまでは無罪だと推定されるのだから、その逮捕が不可欠だと判定されたときでも、その身柄を確保するために必要でないような一切の強制措置は、法律によつて厳しく抑圧されねばならない。

第一〇条 (八月二日午前、二三日 (日) 討議採)

訳。A. P. III. P. 472-473, 475-480.

第六部会案一六・一七・一八条 (本誌七八巻 (三号七三頁)) を出発点として、宗教的意見の自由および公の礼拝の尊重について、長い激しい論争が展開される。

ド・ボンナル (de Bonnal) (クレルゼ) は、フランスの憲法の諸原則は「永遠的な基盤」として宗教に基づくことを要求。

ド・ラボルド (de Laborde) は、「寛容」の重要性を強調する。宗教のため血が流され荒廃が起つたが、ヨーロッパにはなお多様な宗教が存在、ある宗教を維持する専制政があり、あるいは迫害 (カリー等) が行われるが、分派はそれによつて

むしろ闘志を強めている。恐らくは（権力の宗教的）中立が最も賢明な態度であり、統治者は（公共の）平和を維持することのみを任務とし、その平和をみださない唯一のやり方は、宗教的礼拝を尊重することである。キリスト者が世俗の権力を用いて宗教を擁護するといったことで、どうしてその信仰の純粹さのみで維持すべきものをまもりえようか。地上の権力は宗教とはならん共通のものをもたぬことはたしかだから、正当な権力は宗教的礼拝に侵害を加えるようなことのないようにすることができただけであり、良心の自由を決定することはできない。信仰の自由はあらゆる市民に属する神聖な善である。それを奪うために権力を用いえない。なぜならイエス・キリストと信徒達は柔和をすすめたではないか。他宗教の礼拝を尊重しよう、我々のそれが尊重されんために、と。

ミラボー伯はまた、「最も無制約な宗教の自由」こそが「神聖な権利」だと強調する。「寛容」という言葉ですら、ある思想の自由を寛容し他のものは許容しないという権力の存在を認めるものだから、専制的ニュアンスがあつて適當ではない。人々の精神に多様性があるのだから、宗教的意見の多様性も認められねばならず、何人もその宗教において苦しめられることなく、また、宗教的礼拝を自由に行うことの権利をもつとすべきである。このように、信教と礼拝の自由を認めても、危惧される無秩序は起らないだろうし、かりにプロテスタントは来るべき世において罰を受けることは避けられないとしても、此の世では「最高存在者の慈愛」のとりはからいによつて調整されてやつてゆくことができるであらう、と。

エイマール師 (Tabbe d' Eymar) は、ミラボーに反論し、寛容原則を主張、イギリスでは公けの礼拝はプロテスタントしか認めぬことを指摘。また、一六条と一八条の分離検討を求める。カミュがこれに賛成。議場騒然。翌日(曜)に討議を延したが、ミラボーは不寛容な者達の策動を恐れて発言……。

翌二三日の会議は、議長(クレルモン・トネー)が、原案一六・一七・一八条の討議をはじめるにあたり、重要条項案だから「カルム静粛かつ最大限フル・フリーユ・シラン・シランの静聴」を要求。ペシオン・ド・ヴィルヌーヴ(Petion de Villeneuve)は、一六・一七条は「義務」にかかわる内容であり「憲法」の審議段階の問題として後まわしにするのが賢明と主張。人権宣言に規定するのは、法律の問題ではなく、「法律以前のあらゆる時代に通用する権利」でなければならぬ、と説く。

マイヨ(Maillet)は、宗教がもつとも「ドク・レ・ヴェン蔽粛」かつ「ソワント神聖」なものであることを強調、次のような案を提出する。

「宗教は、あらゆる政治的な善のうちでもつとも堅実なものであるから、なにびともその宗教的意見のゆえに不安にされてはならない。」(この条項はその実質において、カステラーヌ伯爵案にひとし。いものである。ただし、同案の後半部分は削除されている。)

ブーシュ(Bouche)は、一六・一七条の削除を要求。一八条を若干修正(「礼拝」の文言の代りに、「すべての信仰と宗教的意見」とする)のうえ(「一七八七年勅令の精神」により適合的という)、次の条項を提案。

「いかなる社会も宗教なくして存立しえないのだから、すべての人はその信仰とその宗教的意見において自由に生きる権利を有する。なぜなら、それらは、神のみが審判しうるところの思想にかかわるものだからである。」(この意見は若干の賛同者を与えた。)

エイマール師は、前日の自からの提案に対し意見を変え、多様な意見を和解しようとして、次の案を再提出する。

「法律は秘密の違反に達しえないので、宗教のみが法律を補充するのである。したがって、社会の善良な秩序のためには、宗教が維持され、保存され、尊重されることが基本的に重要でありかつ不可欠である。」

ミラボー伯は、この動議に強く反対して起ち、それは議事日程に反するから、討議に付することは許されぬと主張、支持されたが、議長はミラボーに反対、討議に付する。

ミラボー次伯爵は、崇拜し信ずることに満足することを論じ、カステラーヌ案の最初の部分に賛成。「なにびともその

宗教的意見の故に不安にされてはならず、その礼拝を行うことにおいて妨げられてはならない」とすべきだという。

ド・クレルモンローデーヴ (de Clermon-Lodave) は、一六・一七条を憲法審議に移送すべしという意見に、反対だ、権利保障に役立つものはすべて盛込んだらいいという。権利は法律により保障されるのではないか。宗教はもつとも神聖・厳肅な保障を要する。法律はそれだけでは屢々無力であり、道徳のみが他人を侵害する欲望を抑制し、人々は権利において平等でも手段において不平等ながら宗教という「不可欠のきずな」によって結び合うのである。……宗教なくして、法令制定も無益となり、人は偶然のままに生きるほかなくなるだろう、と宗教の重要性を強調。

ド・タレイラン・ペリゴールは、一六・一七条は、憲法の審議の段階で取上げるべきで、人権宣言には「この社会のなかで生きるすべての人は……の権利を有する」という規定となるべきものであり、宗教の外的表明である礼拝行事はそうではありえぬものである。憲法のなかでカトリック教の神聖な言葉と礼拝について語るべきで、今討議すべきではない、と。

議長は、議会に、一六・一七条を現時点で審議すべきやを問い、憲法審議の時点で取り上げることに決定され、一八条のみが人権宣言として討議の対象となる。

ド・カストラヌは、彼の提案を再度上程、

「いかなる人もその宗教的意見のゆえに不安にさせられてはならず、また、その礼拝を行うことを妨げられない。」

ミラボー伯は、「**信教の自由**」を高唱すべきことにつき、改めて雄弁をふるう。礼拝は外面的な警察の対象だといわれているが、暴君ネロがキリスト教徒の礼拝を禁止するために同じことを言ったのであって、それが警察事項であるとすることは、「**国家人**」として、認めることはできない。礼拝は、祈りと、讃歌と、説教および共同に集まっている人々による神に捧げる讚美の行為によって成立っているのであって、警察署長が宗教の内容を規定するなどということは馬鹿

げており、警察は秩序と公けの静穏を妨害し、他の市民達に迷惑をかけることを阻止する任務をもつにとどまる。また、「支配的」な礼拝としきりに語られるが、定義もされていない。「圧制的」礼拝でないことはいうまでもない。では君主の定める礼拝か。しかし君主は、市民の良心を支配する権利も、彼らの意見を規制する権利も持つものではない。また、多教者といえども支配の権利をもつものではない。それは暴君的なものとなりうる。支配的哲学も、支配的教理も認められるべきではなく、支配的であるべきは、各人の権利であり、すべて他のものはそれに服し、他を害しようのないすべてのことをなす権利なのである、と。

ド・カストラヌは、宗教戦争の教訓に学び寛容の重要性を述べ、礼拝を禁ずる権利はないのであつて、人が神に感謝の捧げものをするを禁ずることは、良心をふみにじることであり、人間と市民の権利のうちもとも神聖な権利を侵害することになると論ずる。

ここで、議論が中断、二つの異なる提案——カストラヌ案(原案の二番目の部分削除)とパリ大司教の案が——はかられ、カストラヌ案が全投票を集め、第六部会案一八条が可決され、次の案が討議の土台となった。

「なにびともその宗教的意見において不安をもたらしめられることはありえない。」

ラボー・ド・サンテーティエンヌ⁽¹⁵⁾ (Rabaud de Saint-Etienne) が立つて、大雄弁を展開する。

宗教的意見や思想は自由である、ただしそれを公けに表明し、公の秩序を乱してはならぬから監視するという戒律は、専制的と不寛容な審問の言辞にほかならない。私を選出した選挙区には三六万人の住民中、一三万人以上がプロテスタントであるが、如何に不都合な差別を蒙っていることか。ラングドックその他の選挙区からも同様の請願が出されているが、一七八七年一一月の勅令を補充し、カトリックでないフランス人も、彼らの礼拝の自由をえるよう、強く要請している。(代議員の一団が、彼らの請願書にも同じ要求が述べられていると叫ぶ。他の代議員も、「みんなだ、みんなだ」

と叫ぶ。私は、提案する「その礼拝を自由に表明する権利を有する。彼らはその宗教のゆえに決して不安ならしめられてはならない。」と。

すでに制憲議会が採用した原則は、自由は共通の善であり、すべての市民が平等に享受するということである。思想の自由は不可欠であり、良心はなんびとも侵入を許さぬ神聖な領域であるということだが、少数意見の良心を攻撃し、害し、彼らにその礼拝を表明することを禁ずることは、最高の不正であり、不寛容、迫害である。一七八七年の勅令は、カトリックでない者も服従を拒否することはできないのだが、出生、婚姻、死亡について登録を要求され、市民としての生活や職業その他すべてに重大な効果をもたらしている。プロテスタントは、様々の迷惑や妨害を負わされ、多くの受くべき利益を奪われ、同じフランス人のなかでもまったく不当な不平等な差別取扱いを受けている。また刑法は、彼らの礼拝を表明することを禁じているので、荒野で雨露にさらされて礼拝を行うことを強いられ、あるいはそのような専制的法は日々脱法行為により無視されている。

寛容、忍容、宥し、寛大、すべて少数反対者を犯罪と決めてかかる甚だ不正な考え方である。たとえ誤つていても、彼は真なりと信じ、表明せざるをえないのである。そして、多数者に常に真があり、誤謬は少数者に常にあるとどうして言えようか。宗教は自由であるべきであり、すべての市民にとつて差別なく封建的な思想のなごりを廃棄して、平等な権利として認められるべきである。ヨーロッパは、このフランス革命が自由のモデルを宣言することを期待している。寛大なアメリカ人は、彼らの市民的自由の法典の冒頭に信教の普遍的な自由についての神聖な戒律を規定した。ペンシルバニアの人々は、どのような仕方でも神を礼拝讚美するにせよ、すべての市民権をひとしく享受することを宣言している。フィラデルフィアの柔和な住民達は、二〇の相異つた教会堂のなかで、夫々の宗教を確保しているが、彼らが獲得した宗教の自由についての深い知識に負うているのである。もし、フランスにおいてカトリック信者が多数で、非カト

リックが少数だといって差別するなら、人は権利において平等なものとして生れとどまると既に宣言した一般原則に反する不正ではないか。何世紀もの長い間差別し、あるいは追放してきた少数者の宗教の迫害と不幸の野蛮な状態を今こそ改め、非カトリック教徒を取締る法律を廃止すべきである。以上のような理性による説得に基づいて、私は感性によって人間性に訴えたい。「すべての人はその意見において自由である。すべての市民はその礼拝を自由に表明する権利をもつ。そして、なにびともその宗教のゆえに不安にさせられることはありえない。」という宣言条項を採用されたい。⁽¹⁸⁾

ゴベル (Gobel^{リックの司教}) は、言う。非カトリック教徒に、市民的平等、共同の礼拝、市民的諸利益への参与を拒否することはできないが、それは、憲法審議段階で取扱いうる。彼らは、その意見において自由であり、それを表明することも自由であるが、唯一の留保は、彼らが公序をみださない限りにおいてということである。

これらの修正案を逐一投票にかけ、結局、議会の一部の強い要求があつたにもかかわらず、採決が行われ、カステラーヌの提案が採択された。

「なにびともその意見のゆえに、宗教的なものであろうとも、不安にさせられることはない、ただし、その表明が法律により確定された公序を乱さないかぎりにおいて。」

アメリカ州憲法 (とくにヴァートジニア信教自由法)⁽¹⁹⁾ の信教の自由の保障規定との相違は明らかである。

第一条 (八月二十四午前、A.)
(P. III, P. 482-483)

ついで、第六部会案一九条の審議に入る。

「思想の自由な伝達は市民の権利であるので、それが他人の諸権利を害しない限りは制限されてはならない。」とあつたのが、原案である。

レヴィス侯爵 (Le duc de Lévis) が、この条文案に対し意見を述べ論議が始まる。彼は一九条案の提案だけでは満足

できず、昨朝の提案を再議すべしという。彼によれば、思想の表明には三種類の仕方がある。文筆によるか、その演説によるか、その行動によるか、である。ところで、昨日の決定によれば、行動についてそれを最も恐るべき審問アンケシヤンにかけようとしている、という。

多くの議員が議事日程違反を指摘したが、彼は、次のような提案をする。

「すべての人はその思想を行使する自由があるのだから、他人を害しないという唯一の条件のもとにおいて、その意見を表明する権利を有する。」

ラ・ロシュフコー侯爵 (Le duc de La Rochefoucauld) は、次いで、出版プレスの諸利益について詳論し、出版こそが専制政を破壊し、狂信をやめさせた、と言う。その提案によれば、

「思想および意見の自由な伝達は人間にとつてもっとも貴重な権利の一つである。したがって、あらゆる市民は、法律によって規定された場合においてその自由の濫用に対し責を負うことを除いては、自由に語り、書き、印刷することができる。」

ラボー・ド・サンテーエンヌは、ロシュフコー案に賛成しつつ、レヴィス案を加味する意見を述べ、第六部会案は曖昧で無意味だと反対。彼は、その選挙区の請願書カイユに述べられていることに基づいて、「信書の秘密の不可侵」の義務について述べる。しかし、細々こまごまと義務を記入することはやはり疑問であり、出版の自由にはたしかに不都合が伴うが、それらを制限する条項を重ねることは、解釈によつて専制者や警察がこれを巧みに操作するだろうし、権力の座にある当局者は自からを秩序や法律や政府と同一視して、その侵犯ありとして自由を抑圧するだろう。したがって自由の限界ガルスとしての義務を規定することは、将来の犠牲者の涙と嘆きを出さないために控えるべきだろう。したがって、ロシュフコー案に賛成するが、最後の部分はレヴィス案の最後句をとつて「他人を害しない限りにおいて」をもつてあてる、という。タルジェは、それら他の二案の抜粹にすぎぬがとつつ、次のような提案をする。

「すべての人は、その意見を、思想、言論および印刷によって、表明する権利がある。しかし、この権利の行使において、他人の権利を傷つける者は、法律によって規定せられた形式にしたがってその責任を負わねばならない。」

バレール・ド・ヴィウザックは、人権宣言は、制度を設定する立法者自身の抛るべき原典——偉大な格律を明示し、不可譲の権利を確認するもの——であるから、「純粹」かつ「力強く」なざるべきであり、また、「公的自由のルール」として、立法者が逸脱したり腐敗することがないように、立法者を派生させる人民が、「水が腐敗することがないようにする源泉」としての人権宣言に立法者をひきもどすものであることを強調。思想の自由な伝達の不可分の一部としての「出版の自由の重要性」と、それによって武装された世論が不可抗的な力をもつことを論じて、次の条項案を提示。

「すべての人は、その思想を伝達しかつ発表する権利をもつ。公的自由に必要な出版の自由は、法律によって確定された場合にその形式にしたがって、この自由の濫用にこたえる場合を除いては、抑制されない。」

ロベスピエールは、出版の自由に対する一切の曖昧な制約に強硬に反対する。出版の自由は「明快卒直に」宣言すべきで、自由に対し比較衡量によってその権利を曖昧に宣言することは、決して許されてはならない。一切の修正は憲法本文のなかでなされるよう移送されるべきだ。

「専制政のみが様々の制約を課そうと考へ、あなた方に提案されている条項のようにかくも修正(制約)を加えた条項に署名するのは、地上では暴君のみである。出版の自由は、思想の伝達の自由と切りはなすことのできない部分である……。」と。ところが、逆に、メッツのバイヤージュ区の一司祭は、すべての書物は「検閲」に服すべしと要求している請願書を示出する。

ド・マシオールト(De Machault)は、出版の無制約な自由が宗教と善良の風俗を害する危険を強調する。縦な文筆によって、宗教が攻撃され、社会の安寧が危殆に傾し、家族の父達が或種の著作の悪しき原理にまどわされた

息子達によつて脅威を蒙つてゐる。だから、「風俗の保モラルス・コンセルヴァシオン 全と信仰の完全アンタグリーナのために」修正を提案する。

デモンティエ・ド・メランヴル (Desmottiers de Meriville デイジヨ の司教) は、次の草案を読む。

「思想と意見の自由な伝達はすべて、市民の権利の一つである。それは、他人の権利を害する場合にのみ制約されねばならぬ。」

ミラボー伯は、すべての草案の文言に対する次の修正を提案する。すなわち、「制約レストランドル」にかえて、「抑制レプレリム」とすべきである。「中傷的文書カモフラージュ」を書いたり、「名誉毀損リベール」の出版も、やらせておいてよく、それが「違反行為デザリとして成り立つたときに処罰」するのである。それは、事後の「抑制レプレシオン」であつて事前の「制約レストリクシオン」ではない。違反行為を処罰するのであつて、諸々の輕罪を犯そうとしてゐるといふ口実で、人間の自由を妨害すべきではない、と。

その他若干の討議があつたが、議長は、第六部会案の一九条を票決にふし、否決。ラ・ロシュフュー案(20)を投票にふし、結局極く一部修正(21)のみの次の文言で、決定された。(22)

「第一条。思想および意見の自由な伝達は人間にとつてもつとも貴重な権利の一つである。したがつて、あらゆる市民は、法律によつて確定デターミナされた場合においてこの自由の濫用に対し責を負うことを除いては、自由に語り、書き、印刷することができぬ。」

この出版の自由に内する規定の採扱は、制憲議會の「進歩派パルタイ・アヴァンセ」の「完全な勝利フルメツクツクトワール」と評される。(23)

第二条・一三条(八月二四日A.P.)

ついで第六部会案二〇条の審議に移る。

ド・グイー・ダレイ公爵 (marquis de Gouy d'Arcy) は、この第六部会案を批判して、それが「冗長で理解しにくい」と非難、次の条項を提案する。

「市民の諸権利を保障する能力のある公の武力を維持するに十分な租税の必要性があるので、課税に同意し、その必要性を確認し、その分担額を確定し、その基礎と存続期間を決定し、さいごに行政のすべての職員にその使途の報告を求める権利が生ずる。」

マルグリト男爵もほぼ同旨の案を提起。

「公けの支出に必要なすべての援助金は、財産から取り上げられた部分であるから、各市民は租税に同意し、期限と必要性と用途を定める権利を有する。」

ミラボー伯は、それは「財産の取り上げではなく、すべての市民に共通の享受である。それは、あなた方がその財産を所有することにもなう費用である。」

ラリイ・トランダル伯は、ミラボー伯により攻撃された原則を支持するが、この論議は続かなかつた。しかし、それ以外にもいくつかの草案が提出された。

ド・ブローイ候 (le prince de Broglie) 案はいう。

「個別的な諸権利の保障には公けの武力を要する。その目的は諸財産の安全であるから、各人は、租税の確定およびその期限と分担額の決定、および行政の職員の責任に対して貢献すべきである。」

タルジエ提案はいう。

「市民にとって、彼ら自身又は彼らの代表者によって自由に賦与され、また、彼らによりその総額についても期限についても決定せられたところの公けの課税以外の如何なる税も支払わないところの権利がある。」

このタルジエ提案に租税決定権への市民の直接参与も認めている点、注目される。

ブーシユは、シェイエスのいくつかの条項を採ることを求めたが、この提案は受けいれられず。
ド・ラボルドの提案はいう。

「すべての市民は、彼自身でまたはその代表者達を通じて、公的事項のため使用されるような租税の必要性を確認し、その分担額と基礎と期限を決定し、かつその使途を検査するところの権利を有する。」

ここでも市民自身の直接的決定権も含まれていることが注目される。

ヴィリウー伯爵はマルグリイト男爵の案に固執。

ル・シャプリエは、二〇条は租税の使用について規定し、他の条項で納税の形式について規定するよう區別すべきだと発言、この意見が支配的となり、以前の諸草案が一条に総括することでまつまりそうになる。かなりの論議も再燃したが、第六委員会案の二〇条にもどる。

ビオーザ Biszat は、次の草案を提出。

「いかなる市民もすべての市民達に優越する社会的保障を有し、その保障を維持する一つの形式を要する。それは国民に所属する、そして国民が賦与する諸公職は、それらを行使用する者達の私有物に決してなることはできない。」

ピゾン・デュ・ギャランは、一草案を提出し、その中で行政の職員は「国民の僕」と資格づけた。この表現が

若干の不満の声を招いたが、彼は「国王の僕であることが名譽であるなら、この国民議会において、国民の僕であることに、どうして赤面すべきか」と反論。

ギウイ・ダレー公爵は、二〇、二二、二三条に代えて一条を提案、「公の武力」なくして、法律は効力なくまた財産も支持するものがなくなる、と説く。

その他多くの議員（マルエ、ロベスピエール、プロイ侯、タルジエ、マルグリット、レドン、プーシユ、ドラ）が、種々の草案を提出、他の者はシエイエス師の草案を採るべきことを欲した。

ル・シャプリエは、これらの草案中の若干のものを批判し、公務員の責任と市民に敵対的に公の武力を濫用できない

ようにすることが明確に規定されていないと攻撃。

ド・ボワジュラン(エークスの大司教)は、要求する。検討しなければならぬのは、市民達に関する権力に属する諸権利と、政府に対して影響する権利と、市民の諸権利中本質的であるところの権利と、区別して宣言することだ。すべての市民はひとしく公権力の構成と維持に参加しなければならぬ。この原則に基づいてすべての市民の代表者達により構成された全身分会議が構成された。そしてこの原則は、法律に基づく君主制において争そわれえぬものである。ある人が他の人々に命令しうるのは、彼らの権力を用い行使することによってである。多くの市民達の結集した権力が他の市民達よりもより強力な市民たらしめるのである。そのようにすべての市民達に共通の政治的権利は、市民達の自然のおよび市民的権利と同様、破棄することのできないものである。一人の市民としては彼に属する権力として失ないえないものとしては、自由のみである。

こういう具合で多数の草案が提出され、議会としては、どれを選ぶかについて困惑する。

マディエ (Madier) とド・ラリイ (de Lally) が、結局、第六委員会案二〇条の内容において異論はなく、これを本議会で採択しさえすればよいではないかと指摘して、けりがつく。本条に関して二四にわたる草案が提出されたが、原案第二〇条が「満場一致で採択」された。

「第二条、人間と市民の諸権利の保障は公けの武力を必要とする。この武力はしたがってすべてのものの利益のため設定され、それが依託された者達の個別的利益のためではない。」

また、第六委員会案条二一条は次の字句で採決された。

「第一条、公けの武力の維持のために、また行政の諸支出のために、共同の租税が不可欠である。その租税はすべての市民達の間、彼らの能力にしたがって、ひとしく割当てられねばならない。」

第一四條 (八月二十六日 A. P.)
(頁 1, 467, 468)

第六部会案二二条を議題として、議長が審議にかける。

「公けの租税は各々の市民の所有から取り上げられた部分であるから、市民はその必要性を確認し、それに自由な同意を与え、その使用を追求し、分担保額、割当額、取立ておよび期限について決定する権利をもつ」(本誌一八卷三号)。(七三頁が原案)

デュポールが、二つの修正案を出す。一つは、「規定する権利をもつ」の前に、「彼自身により、または彼の代表者達によつて」を加える。市民が直接・租税決定権をもつ趣旨を加えたことは(前述、タルジェやド・ラ)、注目される。「全員一致で採択された」。

二つめは、「公の租税は各々の市民の所有から取り上げられた部分であるから」の削除の提案で、この点は議論となる。ペリス・デュ・リュクは、「市民の所有を取り上げたもの」という考え方は「誤りであり危険」と反対。それは、租税を免れること(脱税)を、自らの所有を保全すると信ぜさせるからだ。納税は、「果さなければならぬ正当な債務」であり、国民的団体は、すべての市民達の利益と安全のために徴税の消滅しえない権利をもつ。市民が公の租税のため神聖な債務を支払わないのは盗みをはたらくのほかならぬことを知るべきだ、と論じ、この原則にそつて二カ条の提案をしている。

ロベスピエールは、論ずる。国民は、租税に同意する権利をもつ。この原則をたてれば、それは、献納するのでなく、その性質を替えることになる。租税に同意する権利ある者は、それを配分する権利をもつ。立法権は国民の掌中に存す以上、配分権もひとしく国民に存する。国民は、すべての市民に納税を強制すべきであり、それなくして、この権利は、執行権にあることになり、執行権が我々に反対して用いることにたいする拒否権にすぎなくなる。

私は、「所有の取り上げられた部分」というのと「逆に」、公の行政官の掌中に共通に用いられることとなつた財産の

部分 (une portion de la propriété mise en commun dans les mains de l'administrateur public) と主張する。取り上げられた所有であるならば、「国民」には属さなくなるから、国民は行政官に報告を義務づけることもできなくなるとして、第六委員会の二二条に対して批判。「租税に同意する権利は、二二条が国民に対し一種の拒否権しか与えていないのに対し、租税法律を制定する権利を予定している。今や、この立法権を国民から奪いえない以上、租税を審議し同意するにとどまるのか、それとも法律を制定するとすべきか」という問題を提起し、二二条を修正して次の提案をしている。

「すべての公の租税は、公の安全の費用に充当するため共用される市民達の財産であるから、国民のみが租税を確立し、その性質と割当と使用および期限を規定する権利を有する。」

これに続いてなお、租税は「財産の取り上げられた部分」だという命題に固執する議論が繰り返えされたが、結局その趣旨を含む文案は否認せられ、次のような、第六部会案に修正を加えた条項が採決された。

「第一条、各市民は、彼自身によりまたはその代表者達を通じて、公的課税の必要性を確認し、自由にそれに同意し、その使途を追及し、その数額、基礎、徴収および存続期限について決定する権利を有する。」

一五・一六条(同八月二十六日A)は、第六部会案の二三・二四条にあたり、「公権力の分割」にかかわる重大な問題の論議をよんだ。

シュヴァリエ・ド・ラメトは、権力分立なくして、専制制あるのみだから、この原則を提示することが不可欠として、次の案を提出。

「いかなる人民も、公的諸権力が区別され分立されていなければ、また、執行権の職員達が彼らの行政について責任あるのではない、自由を享受しうるものではない。」

ブーシユは、第六部会の二二条と二三条を結合する案を出す。

デュポールは、第六部会案に二カ条付け加える要求をするが、同部会案審議後にまわすことになる（が後述
一七条）。そこで、彼は当面の問題についての案として

「あらゆる執行権の職員はその行政について責任があり、国民は彼に報告を求め権利をもつ。」

別な議員が、「国民」の代りに「社会」とすることを提案し、社会の各構成員が行政官の責任を問う権利があるという趣旨をいれようとしたが、続くものがなかった。

他の議員が、第六部会案二二・二三条は「憲法」に属するものとすべしと主張した。これに対し、モンモランシー伯が強く反論。ここで問題なのは、人間の権利ではなく、社会における人間すなわち市民の権利である。既に採択した諸条項のうちで、これ以上に市民の権利に関係したものはない。あらゆる市民が責任を問う権利、あらゆる市民がその財産と自由と生命の保障を要求する権利を有するのだ、と強調。

タルジエが、諸権力の区別についての動議を再びとりあげる。諸権力が分立セパレされているかぎりにおいて、自由が存在し、それらが結合されれば、人民は専政制の桎梏の下におかれる、として提案する。

「人間の諸権利は、公の諸権力が区別され賢明に配分されるかぎりにおいてのみ、確保される。」

レドン Rhedon は、次案を示す。

「種々の権力を賢明に組み合せる区別（のシステム）こそ、市民の諸権利を確保するものであり、それは憲法の対象である。」

そして彼は、これを「推トランシオン移」点として、ただちに憲法の審議に入るよう提唱。これは最初賛成をえたが、結局、次

の論者の反対により、失敗。

ド・ボワジュラン(エルクス)は反論。人間と市民の権利宣言は、「憲法の諸原則」を提示するものだから、憲法の諸原則に属するものと、それを確保するためにとるべき「諸手段」とを区別すべきで、前者を人權宣言に、後者は憲法に組み入れるべきだ。

また、「権力の分割」については、執行権と立法権の間の「分立線」を何処に見出すか至難の作業である。けれども執行権の掌中に立法権を与えれば専制制になる(権力保持者は自からの為にしか法を作らず、自からの利益に反する法律は決して執行しないだろうから)。したがって、「この区分」を「如何なる仕方で」するかは憲法起草作業で検討すべきだが、権利宣言中では「権力の分割の原則」を表明すべきだ。その原則をどのように具体化するかの省察は憲法にゆだねるべきだろう。

ルウーベル(Rewbell)が事務局に次の案を提出。

「社会における人間の諸権利は、諸権力が分割せられ、公職者が彼らの行政について責任を負うかぎりにおいて確保される。」

他の議員から同旨の提案がなされている。

「すべての市民は、社会に対して権利の保障を要求する権利がある。そしてその保障は権力の分割と責任なくして確保されることは不可能である。」

ムニエが提案する。

「公の自由は、権力の分立が確定せられ、また執行権の職員がその行政に責任を負うことを要求する。」

そしてムニエは、ラメトの提案を支持しつつ、権利宣言には「将来立法を指導するにふさわしいすべての諸原則を含むべき」ことを感ぜさせ、結局、各種の草案についての多くの論議の後、原案二三条に復歸し、「満場一致」で、採択さ

「第五条 社会は、すべての公職員に対してその行政について報告を要求する権利をもつ。」

さて、「立憲主義」ないし「近代的意味の憲法」の近代古典的定義といえる、第一六条の討議については、第六部会原案二四条にすでに、ほぼ最終的な文言ができていたためであろう、意外に簡単に討議で確定にいたる。

ラリ・トランダルが発言する。「(権力) 分立はあまりにも健全な原則であるからこれを記録コレクティヴしないでおくことはできない。しかし、多くの討議をしても、よりよい提案にまとまりそうもなく、第六部会の条項に歸るほかないであろう。そこで私は、結着をつけるため、その採択を急ぐべきだと考える。この条項は、なんらの誇張もなく、また他方、不信の念をのこすこともない。それは、われわれのすべての見解を満していると私には思われる。」

ル・シャプリエは言う。右条項は「原則として起草されているというより、訓令のスタイル」のように思われる。したがって、次の文案とすべきだ。

「市民の自由は、諸々の権力が確定サテルミナされていることを要求する。」

ロベスピエールは主張する。「この原則は権利の宣言とは異質的なものエトランジエール」だ。したがって先決問題として検討せよと要求する。

コルベール・ド・セーニユレー (Colbert de Seignelay コルデの司祭) は別な案を提示。

「市民の諸権利は、諸権力の賢明な配分によってのみ保障されうる。」

しかし結局、第六部会原案二四条に戻ってき、それが承認された。確定文面は、次の通り。

「第一六条 権利の保障が確保されず、権力分立が確定されてもいないすべての社会は、憲法をもつものではない。」^{ナ・バ・ド・コンスタイテュション}

第一七条 (A. P. M. 2089)

その後、モンモランシー伯が、憲法再審査と改正権についての条項をいれる提案をした(デムニエ)が採択されず。

議会はこれで、第六部会原案全条項の討議が終つたので権利宣言の討論を打ち切ろうとしたが、抗議あり。

議長は、議事規則六条に基づき討議を続けるかやめるかを議場にはかる。最も多数の議員は、憲法討議に移ることに賛意を表したが、他の議員は、「所有プロプリエテに関する条項」を権利宣言に組入れることなしに討議を終了させぬことを要求。

デュポールが草案を提出。これに対し、「多くの賛成票がただちに集まつた」。もつとも、「多くの修正案がなかつたわけなく」、「他の草案が相ついで提起されなかつたわけではない」が、結局議会通过する。確定条項は、次の通り。

「所有は、不可侵の神聖な権利であるから、何人も、それが公共の必要性が合法的に確認され、それを明白に要求し、かつ正当で事前の補償を条件とする場合にのみ、それは収用される。」⁽²⁵⁾

一九八九年人權宣言の「狹義の歴史的な性格」を「もつとも顯著に示⁽²⁵⁾」しているといわれるこの第一七条が、国民議会の審議の最後にやつとすべり込み、あつけなく採択されたことには、むしろ驚ろかされる。しかし、請願書以来の最重要事項であり、多くの草案に力をこめて詳しく規定されていたし、八月四日の夜以来の封建制廃止条項の最重要事項の内実にひとしい(後掲「表」参照)以上、本条項はオミットされるにはあまりにも死活的に重要であつた。六部会原案に詳細な規定を欠いた(三、四条をみよ)故に、看過されかけたが、一旦提案されるやただちに合意が成立した所以といえよう。

八月二七日午前の会議の日程において、権利宣言に関連した種々の議員から提案された追加案について討議すること

としたが、プーシユの要請によりそれら追加案の検討は憲法討議後にまわされることが、全議会の採るところとなる。議会は、「権利宣言に追加するべき条項についての討議は、憲法討議の後に移送される。」と、決議した。しかし、結局、この追加条項討議は遂に行われることなく、上記一七カ条の人権宣言は、「暫定」条項のまま確定するのである。ルフェーブル⁽²⁶⁾は書いている。

「この問題は、翌二七日、その他の諸問題とともに延期されることになった。延期の理由は、憲法が完成された晩には、いまさしあたり一七カ条に定められた人権宣言も、あらためて再検討され補足されるであろう、という了解があったからである。だが、その後、人権宣言の再検討や補足はついに行われなかった。憲法が完成に近づいた一九七一年八月に、この点の討議が再開されたとき、トゥールは次のような反対論を述べている。すなわち、いまや全人民の熟知するところとなった人権宣言は、人民の眼にはすでに「宗教的で神聖な性質」を帯びたものと映じており、すでに「政治的信条の象徴」にもなってしまったのであるから、それに手を触れることは慎むべきである、と。そこで、人権宣言とは別に、憲法の前文と、憲法によって保障される「基本的諸規定」の記述（憲法の第一篇）とが作成されることになり、そこに、人権宣言の要約につけ加え、必要と判断された補足事項が記されたのである。こうして、一七八九年の革命の象徴たる人権および市民権の宣言は、八月二六日に国民議会在が暫定的に採択した姿のまま残ることになった。」

この人権宣言は、一七八九年一月三日、公布⁽²⁸⁾されることになるが、決定的に重要な事件がある。すなわち、一〇月五日、議会は人権宣言（および既決の一九憲法条項）を「国王が受諾^{アクセプタシヨ}」することを求めることを議長（ムニエ）が読む。国王は「これらの条項に了解を与える」と言い、受諾ではなかったもので、一部の賛意を除いて激しい反論（ロベスピエールは、国王が検閲権をもつのでなく国民こそが自からそれをもつべきだ。プーシユは、国王の受諾まで税を払うべきではなく、国王は国民議會の前で遵守の宣誓をすべきだと主張）があり、さらに国王に代表をおくり受諾を要求し、同夜の国王の返書は、人権宣言を「端的に受諾」した。これは憲法制定権力が、名実ともに国民議会に移行⁽²⁹⁾し、人

権宣言そして憲法は議会と国王の協約として締結されることになるのである。そして、この国王の無条件受諾をひき出したのは、パリの女達(二六、七千人)がパンを要求して、ヴェルサイユに行進し、「またしても、大衆運動の圧力が、法律家たちの革命を支えてその成功をゆるぎないものにした」(ルフェーブル)⁽³⁰⁾のであった。

- (1) 例えば、其間の事情を簡潔には、A・ソポール、小場瀬卓三、渡邊淳訳『フランス革命一七八九—一七九九』(上)岩波新書一四〇、一〇九—一四頁。マチエ、ねづまさし・市原豊太訳『フランス大革命』上、岩波文庫、二九一、一二二—一三五頁。とりわけ、G・ルフェーヴル、高橋幸八郎、柴田三千雄、運塚忠好訳『一七八九年—フランス革命序論』(岩波書店、原文)一九三九年、訳一九七五年)二二五—二九〇頁。憲法史の観点からの要約としてM、Deslandres、Histoire constitutionnelle de la France de 1789 a 1870, t. 1, E. Duchemin, 1977 (orig. 1932), p. 65.
 - (2) 基礎資料は『引』と『総説』Archives Parlementaires de 1787 a 1861, Paris, P. Dupont, 1887, tome Ⅳ. (A. P. 2) p. 461-489.
 - (3) E. Walch, La Declaration des droits de l'homme et du citoyen et l'Assemblée Constituante, Travaux préparatoires, thèse Paris, 1903, P. 141—201.
 - (4) 「五人委員会案」は、『ミラポールの支配的影響のもとにつくられ』たものであり(本誌一八卷一二号六七頁)、彼が「信教の自由」の強い主張者であった(実質的には無神論の立場も考慮。本号第一〇条の部参照)ことを考えれば、『ミラポールの非宗教的國家の思想が背景にあった』という推定が可能である。
 - (5) Le Hodey, Assamblée Nationale (à commencer du 27 avril 1789), III, P. 23. cit. Walch, op. cit., p. 148.
 - (6) Procès verbal de l'Assemblée des Communes et de l'Assemblée Nationale, no. 54, p. 4, cit., Walch, ibid., p. 148.
 - (7) 「フランス革命人權宣言をめぐるラファイエットとジェファソン」和田英夫教授古稀記念論文集『戦後憲法学の展開』(日本評論社、一九八八年)三三三—三三七〇頁。
- とくに重要な基本文献としてはChinard, The Letters of Lafayette and Jefferson, Baltimore, 1929, 244p.
L. Gottschalk, La Fayette in the French Revolution through the Ortober days, the University of Chicago Press, 1950.
を用いた。

- (8) 樋口謹一「兩世界の英雄ラファイエット」桑原武夫編『フランス革命の指導者』(岩波書店、一九七八年)二六六〇頁。
- (9) cf. B. Fay, *L'Esprit révolutionnaire en France et aux Etats-Unis a la fin du XVIIIe siècle*, Paris, Ancienne E. Champion, 1925.
- (10) 上記(7)拙稿、三六〇-三六四頁。
- (11) とくに、日本国憲法一二条の「国民の不断の努力」の最後の権利と手段として「圧制への抵抗」権が、自然権として認められていると解される。同三六九頁。
- (12) この会議について *Moniteur* の記事は完全ではない (A. P., Ⅷ, p. 463, note (1))。
- (13) バルナーブ (Barnave) ノドリン・デュポル (Adrien Duport) とよび「三頭政治派」の指導者。E. Thompson, *Popular sovereignty and the French Constituent Assembly*, Manchester Univ. Pr., 1952, p. 9-21, esp. 17. 長谷川正安『フランス革命と憲法』(三省堂、一九八四年)、九七頁参照。河野健二『フランス革命とその思想』(岩波書店、一九六四年)二八四-二二二頁。バルナーブについては、別稿で本格的に研究。
- (14) Walch, op. cit., p. 155. A. P. t. Ⅷ, p. 466 の記録では意味が不明。
- (15) 南仏ガール縣(ニーム)選出の「プロテスタント牧師、高潔な人格と雄弁をもって知られる。桑原難夫編『フランス革命の研究』(岩波書店、一九五九年)、六六八頁参照。
- (16) 一七八七年一月五日の宗教的寛容勅令は、プロテスタントの市民的地位と能力および良心の自由を復権したが、祭祀の自由には及ばなかった。A. Esmelin, *Précis élémentaire de l'histoire du droit français de 1789 a 1814*, Sirey, 1911, p. 28.
- (17) 諸願書の内容を概括的にまとめた「七月二七日のクレルモン・トネルによる憲法委員会の第二報告中には」とくに宗教的自由の要求についてのメンションはない。おそらく、少数意見だったからであろう。本誌一五卷一号、一八二二頁、参照。
- (18) ラヴォーは、一七九一年一月の立法議會で、プロテスタントにも市民権を認める法律を通過せしめた。なお、後述、注(27)参照。
- (19) イエリネックとブートミーの見解の対立が鮮明な箇所。本誌一四卷三・四号、一四五-一四七頁。初宿正典訳『人權宣言論争』(みすず書房、一九八一年)一六四-一六五、一九六-一九九頁、参照。
- (20) ラ・ロシェフコーは、第六部会案を弱体にすぎると批判し、アメリカのヴァージニア権利章典一二条「言論出版の自由は、

- 自由の有力な防塞の一つであつて、これを制限するものは専制的政府といわねばならない」という力強い方式を対比しつつ、彼の提案をした。Walch, op. cit., p. 181. 高木、未延、宮沢編『人権宣言集』(岩波文庫、一九八一年)、一一一頁(斉藤真訳)。
- (21) ロベスピエールは、ラ・ロシエフコー案の「法律により規定された場合」に代えて、「法律により確定された諸形態において」とすべきことを主張した。Walch, *ibid.*, p. 184.
- (22) 右、ロシユフコー原案とロベスピエール修正案の「妥協」を議会が採用したという。 *ibid.*, p. 184.
- (23) Walch, *ibid.*, p. 185.
- (24) 桑原武夫編『フランス革命の研究』前掲、六四〇頁。河野健二『フランス革命とその思想』(岩波書店、一九六四年)二八四—二八五頁、参照。
- (25) 「テュポールが、財産権を確保する一七最終条項を提案した栄光をもつ。」Deslandres, op. cit., p. 65. G. Conac, *L'influence des Déclarations américaines et de la Constitution des Etats-Unis dans l'histoire constitutionnelle française*, in A. F. des Constitutionnalistes, *Droit constitutionnel et droits de l'homme*, Economica, 1987, p. 440—441. は「人権宣言第一七条の「公用取用がアメリカの権利章典流にきわめて具体的に実効的宣言」であり、「第一七条に至つて、天(の理念)から地上(の現実)に移つた」。(一)内筆者」と評している。
- (25) の2 「八九年権利宣言の狭義の歴史的な性格は、封建制の廃棄にかんする同年八月五—一日のデクレ(封建的諸税の有償廃棄を予定する)との密接な関連のもとに、憲法をふくむ全実定法規範を拘束するものとして所有権の神聖不可侵性と事前正当補償の原則を掲げたことにもっとも顕著に示されている。」稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』」後掲文献、一一九頁。後述次頁(2)の注(15)(26)をみよ。
- (26) G. ルフェーヴル著、高橋幸八郎ほか訳、前掲『一七八九年フランス革命序編』二三八—二三九頁。
- (27) 「ちぎに問題となつていた祭祀や信教の自由については、この憲法の第一篇において、次のような規定が加えられた。「憲法は、……いかなる人間に対しても、……自己の愛着をもつ宗教的祭祀をとり行なうことの自由(La liberté……d'exercer le culte religieux auquel il est attaché)を保証する。」市民たちは、自分の祭祀の司式者を選挙しまたは選択する権利を有する。」ルフェーヴル、前掲訳書二二二—二三九頁。

- (28) Collection générale des décrets rendus par l'Assemblée Nationale, Baudouin, Imprimeur de l'Assemblée Nationale, t. 1, 1789, p. 74.
- (29) Walch, op. cit., p. 199-201.
- (30) ルフェーヴル、前掲訳書、二九〇頁。

(2) 確定条項に含まれる諸草案の議決の影響の分析と総括

(a) 「人権宣言」の「暫定」と「確定」

フランス憲法史の代表的概説書『フランス憲法史一七八九—一八七〇年』のなかで、デラランドルは、次のように「各条項別討議」段階について書いている。⁽¹⁾

「これらの最後の一〇日間の作業の過程で、なんとという無秩序、なんとという方法の欠除、そして立法技術における未経験がみられたことであろう。このようなことは、国民議会の憲法的討議のすべてについて、同様なものとなるであろう。」

このやゝシニカルな観察は、フランス近代・現代憲法の「原点」となり、かつ「世界を一周」する影響力を發揮するにいたるフランス「人権宣言」の価値を貶めるものであろうか。それは、極限的動乱のさなかで、制憲議会議員たちが祖国の新生と人類の人権秩序の創設をめざして、彼らの多彩な理論的・実践的な英知と要請を結集し、一七条の宣言に条項化した偉業の価値を減ずるものではあるまい。むしろ、一日が一〇年に相当するような凝縮された危機的な「時」のなかで、「人権宣言」が、学者や官僚の長年月の調査・熟慮・彫磨の末つくり上げた論（作・条）文ではなく、「人間」として、「市民」として、どうしてもそれなしにはすまされない最緊急重大原則をまとめた暫定的なモザイクであるが、それらが事柄の本質をついていたからこそ、そのリアルな真実が恒久的妥当性をもちえた（歴史の試験にたえた）とみることができ

ると思ふ。

上述のように「暫定」的に国民議会で議決し国王により「受諾」公布された「人權宣言」は、一七九一年八月真正銘「確定」的なものとなり、同年九月三日憲法の冒頭にかゝげられ、結果的に「確定」条項として、今日にいたつている(第五共和制の現行実定法として憲法院の憲法法源としての法的規範性をもつ)。本研究が検討した、「制定過程」の五〇余日間にわたる討議と決議、とくに多くの草案の内容と確定条項への影響関係を通じて、総括的にどのような特徴的諸歸結がみられるかを、まとめておきたい。

(b) 諸草案と決議が確定条項に及ぼした影響と特徴のまとめ

本研究冒頭で述べ要旨を記述した、イエリネック・対・ブートミイの「人權宣言起源」論争を「出発点」(本誌一四卷三七頁)として考慮しながら、人權宣言の確定にいたる制定過程の全体を総括して、以下四つの位相にわたる基本的(本質的および個別・現实的)諸要素と特徴をもつ多面的な複合体であることがわかつた。

一、全身分會議に提出された三つの身分の「選挙区」からの「請願書」(約六〇〇あった。通常「陳情書」と訳されるが、本稿では、本訳語で統一する)に含まれた「選挙人」の要求。

請願書のそれ自体の膨大な内容(2)の分析は本研究の「限定」をこえる。ただ、クレルモン・トネール報告(七月二)が「請願書の開封調査結果」を要約してあり(それに含まれるパイア、その検討は別として)、それによれば、「市民の諸権制、自由、所有は全国民により力強く要求されており」(確定条項一・二条)、とくに租税・募債に対する国民の同意と限定(確定条項一四条)、所有の神聖(確定一七条)、出版の自由(確定二一条)、人身の自由とくに封印令状に対する反対(確定七条)等が、夫々の身分とくに第三身分(貴族・僧侶身分のなかにも同様)の生の切実な実際要求を表明し、いわばフランス国民の基底部分からの影響力を及ぼしていることを看過できないし、(4)過少評価すること(イエリネックに)も許されまい。(5)

また請願書が全般的に、君主制の維持を前提としながらも、大きな変革を要求しており、そのうち、旧制度の弊害を

除去する「改革」を求めると、その根本的変革すなわち「革命」を要求するものがあり、この兩傾向を區別するポイントが、「人間の権利の宣言を憲法の第一章にかゝげ、その維持のため社会が設立されるところの消滅することのない権利の宣言」を「新憲法」樹立の「礎石」にしようとするか否かにあるとされて見落せないところである。すなわち、請願書自体のなかに人権宣言による憲法体制の「革命」的要求の声が多く含まれていた。

二、ラファイエット案（七月一日）とアメリカ憲法思想。ラファイエット案がその意味での「革命」的人権宣言案である（彼自身「憲法全体の第一原則、一切の立」こと、また、後に彼が「ヨーロッパにおいて宣言されたアメリカ的意味における最初の（法の第一原理）を規定する宣言といつた」こと、また、後に彼が「ヨーロッパにおいて宣言されたアメリカ的意味における最初の権利宣言」と自讃したこの案を通じてのアメリカ憲法の影響、とくにその意義と範圍、および確定条項に及ぼした影響の性質と程度が問題である。ラファイエットは、アメリカの独立宣言や憲法思想（州憲法・権利章典）を禮讚しつつも、フランスの君主制に適合させた人権宣言を制定することに情熱をもやしており、独立宣言の父・ジェファアソンとも親交があった。一七八九年一月の彼の第一草案では、旧王制の改良による「改革」の枠内での案だったが、六月末から七月初めの革命的状况と、これに対する国王の反革命の軍隊の結集と接近に対決して「抵抗権」を挿入明記し、「革命」の「人権宣言」の性格を明らかにした第二案（七月九日）に、対議会政策を配慮した第三案を、議会上に提したのであった。当時駐仏米大使だった（彼やワシントンは、むしろラファイエットの急進主義に抑制的であり、アメリカ的共和制原則）ジェファアソンも彼独自のフランスのための「権利憲章」案や助言をラファイエットらに提示しているが、ラファイエットはそれらを採用していない。結局、ラファイエット案は、米仏に共通の「革命の精神」を鼓舞し（議案提案の三日後）、「人間の権利」宣言の「討議・起草作業の進捗をよびかけ」（本誌一四卷三頁）たものである。したがって、この米仏共通の仏憲法原則が確定第一・第二・第三条の総則ないし基本原則部分に直接的な影響を及ぼした（ただし、ムーエの編集・総合や）というべきである。しかしラファイエット案の他の条項への影響もみられるにしても部分的であり（四・六・八・一七・四）、影響のあとが全

くみられない条項も少なくない⁽¹¹⁾ (一五、七、九)。
(一〇、一二条)。

結局、アメリカ(の独立宣言、州憲法・権利章典にみられる)「革命」の「人権宣言」と本質的に共通の精神が、ラファイエット案をきっかけに、フランスの制憲議会の多数の議員の支持と総合を経て、確定第一・二・三条に明記されたのであつて、この意味でのアメリカ憲法原則の影響を、明確に肯定できる。ただし、この「革命精神」による人権原則は、たんにアメリカの模倣というのではなく、一八世紀の英米仏に普及していた一般的⁽¹²⁾ 思想ないし哲学にもはぐくまれていた(ロック⁽¹³⁾、モンテスキュー、ヴォルテール、ルソー、マリープリ、フイゾック) ことも看過できないところである。また、歴史的・社会的諸条件をまつたく異にした君主制フランスの危機的状况に直面してそれを根本的に変革する大目標⁽¹⁴⁾ において(イエリネックはこの「革命」を騒擾の元凶としてネガチブにしかみないバイアスがある) アメリカと相違し、また個別条項化の展開において、フランス国民の切迫した現実的要求に対応し表明する固有のフランス的⁽¹⁵⁾ 実際の行動や思想や表現様式が総合され(後述)、確定条項化にいたるのである。

三、八月四日封建制廃止決議が、人権宣言制定にフランス国民(ルフェーヴルのいう「貴族の革命」から「ブルジョアジー」の革命の現実的要求と圧力を、請願書の段階から二・三段階急進して、じかに反映し、その内容に影響したことが重要である。八月四日決議は、革命が地方に拡大し農民が反乱を起し、その圧力と脅威を前に、国民議会が(決議推進派の抜く)讓歩して、農民の既成事実(広汎な地方の農民は封建制を實際上廃止していた)を追認し、「国民議会の声望と権威を高めると同時に、緒につきはじめた革命を救い」(逆に農民の叛乱の鎮圧には国王の軍隊の力反革命)、他面、実質的には(自由主義)貴族および有産市民の既得権(とくに財産権)を温存確保しようという、両面作戦(ないし妥協方針)⁽¹⁶⁾ の表現であつた。八月五日から一日にかけ、決議を具体化した「諸特権の廃止に関する議令」は詳細・具体的に「人権宣言」を実体的に支え裏うちするものが(一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百)何かを示し、かつ確定条項に影響している。とくに六条四項公職就任、一三条の租税の平等、一七条正当補償規定にみられる。

人権宣言の形成には、このようにしてフランス国民（有権市民・貴族・都市民衆・）が現実的、要求をつきつけ、国民議会の革命派、議員の改策・決定・法思想・技術を通じて、「八月四日の宣言」とこれはつづく議会令が確定条項の「決定的土台」となったことを重視しなければならない（イェリネックやドイツ法学者には、この肝心の革命的（要因と意義を無視ないし軽視の傾向もあるものがある））。確定条項六条三・四項が封建的しつこくからの人身の自由の解放、一七条の所有権規定が、具体的に実効的な法的効果をもつアメリカ権利章典流の規定であることが、この観点から理解さるべきであろう。

四、人権宣言制定に重要な貢献をしたムニエのイギリス憲法を熟知・賞讃していた理論と総合力、シェイエスのフランス的思考と表現、およびルソー的な直接民主制やフィジョクラットの個人権思想が看取される一連の諸草案が、確定条項の大部分の形成力となっていることは、たしかである。ムニエやシェイエスの影響は、確定条項全面にわたっているから、後掲「対照表」をインデックスとして、たしかめられたい。

本号が検討した、最終段階での個別条項ごとの討議・可決にあたって、第一―三条は、ムニエの総合案が採択され、四、五条はA・ラメットが編集提案して可決、六条はタレーラン案を基本にラリー・トランドル（英憲法支持）修正でまとり、七条はタルジェ案、八・九条はデュポール案、一〇条は激論の後、結局、アメリカ的自由の主張（ミラボーやラヴォー・ド・サンティエンヌ）が容れられず、ドカステラヌ案が多数の支持をえて採択され、一条は、多元的諸案の総合であり、一二条は第六部会案に復帰可決、一三・一四条は、租税条項として圧倒的多数の案の総括であつて、タルジェ、ロベスピエールの寄与も重要であり、一五条にはデュポール、一六条は、ほぼ全議員にわたる共通の確信を表明した原則ともいうべく、一七条はデュポール提案によつて「画龍点睛」を書きこんだわけである。本号では、これら諸議員の思想的検討にまでは立ち入っていないが、少なくとも、アメリカのみならずイギリス・フランス憲法・人権思想とフランス革命の現実的要請という多元的要因が総合されたことを示していることは、まちがいない。

以上、四つの位相から、「人間と市民の権利の宣言」の基本的構成要素について、総括的に述べた。その結果、アメリカ憲法・人権章典の模倣であるにすぎないという命題(ネットクリ)も、フランスのある思想家を基本とするフランスの独占的創作だという命題も、一面的独断であるにすぎないことがわかった。しかし、前述のとおり、アメリカの人間の権利の宣言と革命(独立宣言)の精神が、ラファイエット案を契機に、フランス革命の国民議會の意思と本質的に共通の原則となつたのが、人権宣言第一・二・三条であり、この意味でのアメリカの革命・人権の法思想のフランスに及ばした影響は明白だといわねばならない。

しかし、フランス革命の人々は、フランスの現実的諸条件と要求にそくして、彼らの合理主義的・一般的・普遍的な原則と権利を表明した。すなわち、「請願書」や「八月四日封建制廃止」決議とその後の議會令の具体的条項にみられるフランス国民の実際的要求と圧力を背景に、しかも、一八世紀の啓蒙思想としかいいようのない一般的・抽象的思考と表現を用い、イギリス憲法思想、フランス固有の多彩な憲法・権利思想と法技術といった多元的な要素を総合して、革命的変革による新しい憲法体制の「原点」となるべきものを、人類普遍の原則と権利としての「人権宣言」にまとめえたところに、その特色と偉大さがあるといわねばなるまい。

米仏共通の普遍的原則は、本質的に、国境をこえたすべての人間に人類に恒久的にひとしく妥当する原理として観念せられ、「世界を一周する」ことを繰り返す(日本国憲法一一・一二・一三・九七条に及ぶ)影響力を発揮した。しかし、それと同時にフランスの歴史・政治・経済・社会に限定された具体的現実的要求の特殊性ないし限界が、個別的条件ないしその背後に併存し、一般的・普遍的表現によつて支持されていることをみぬいて分析しなければなるまい。

本節のさいごに、「人権宣言の制定過程」における諸草案・報告書・決議の確定条項への影響関係を示すために、「対

*

「照表」を掲げておく。⁽²⁴⁾

なお、制定過程の全検討成果をふまえつつ、しかし、第五共和制下に憲法院により解釈・適用される「プロクド・コンステイネシオナリテ」⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾「**実定憲法規範群**」の一部となるにいたっている**人権宣言**をめぐり、その「**法的特質**」と意味内容について、今日的視点から新たに探究し、本「**研究序説**」の完結をめざしたいと思う。

(c) **人権宣言確定条項と関連する諸草案・報告書との対照表**

	使用略号		
	七月九日ムニエ報告	北大法学論集一四卷三・四合併号一五〇―一五二頁	
	七月二七日ムニエ・二三簡条草案	一五卷一号	二三―二六頁
	七月二七日ムニエ・一六簡条草案	一五の一	二三―二七頁
L	七月一日ラファイエツト草案	一四の三・四	一五―一五三頁
S	七月二〇―二一日シエイエス案	一五の一	五一―二頁
C	七月二七日クレルモン・トネール報告(請願書の総括)	一五の一	一八―二二頁
S ₃₂	七月二〇―二一日シエイエス案	一五の一	一〇―一二頁
Tg	七月二七日タルジェ案	本号	二四四頁
Sv	七月三〇日セルヴァン案	一八卷三号	四五―四六頁
Cr	八月一日クレニエール案	一八の三	四七頁
Th	八月一日トウレ案	一八の三	四八頁
A	八月四日封建制廃止宣言項目	一八の三	五二頁
A	()内、八月一日封建制廃止議令	一八の三	五四―五六頁
B	八月二二月ブーシュ案	一八の三	六一頁

R	八月二日ラポー・ド・サンテチエンヌ案	一八の三	六二―六三頁
Mg	八月二日ムニエの統治機構案	一八の三	六三頁
VI	八月二日第六部会案	一八の三	七一―七三頁
S ₄₂	八月二日シェイエス案	一八の三	六三―六六頁
Ca	八月二日カルトン案	一八の三	六六―六七頁
C ₅	八月二七日報告の五人委員会案	一八の三	六七―七〇頁
D	八月二七日確定条項		

日本数字は第何条かを示す。

前文〈確定文略〉

C₅が基本、ただし「最高存在者」なし。
 VIでは「宇宙の至高の立法者」とあった。
 ラポルド・ヴィリウー、デムーニエ案に「最
 高存在者」がでている。デムーニエ案が「再
 建」を「宣示」に改む。

確定条項一条 人間は、自由でまた権利において平等なものとして生れ、生存する。社会的差別は、共同の利益にのみ基づいたものでなければならぬ。

L一と同旨。ただしS一六の「権利において」が加わったことに注意。
M₂₃三(II M₁₆一)に統合され、殆んど同文となる。

Cr九が強調。A一(二)が人身的隷属制を完廃。なお、法律上特権を廃止すべき趣旨は、既にS₂₂一五にでている。

D六③参照。S₄₂五人隷属制否定。C₅一同旨含む。VI六権利の平等

一一三条、ラファイエット案の趣旨をいれ諸案を融合したムーニエ案が採択される。

M₁₀一、S理論的宣言前文と同旨。

二条 あらゆる政治的結合の目的は、人間の自然で時効にかからぬ諸権利を保全することである。
これらの権利は、自由、所有、安全および圧制への抵抗である。

C報告、一致条項一〇・一一、L二、S九、M₂₃九、M₁₆四の例示が取捨、圧縮されている。

C₅六、圧制への抵抗権含む。

一一三条、ムーニエの総合案確定。

三条 あらゆる主権の源泉は、本質的に国民に存する。いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に派生しない権威を行使できない。

四条 自由とは、他人を害しないことはすべてなしうることに存する。

したがって、各人の自然権の行使は、社会の他の構成員に対しこれらの同じ権利の享有を確保するところの限界以外の限界をもたない。

これらの限界は法律によつてのみ決定される。

L五と殆んど全く同じ。

M₂₃二後段、M₁₆三が継承したもの。

S理論的宣言一九、S₃₂二八と同旨だが、ニュアンスが違う。

C₅三に同旨含む。

一―三条、ムーニエの総合案で確定。

C一致条項―一条。

M₁₆七前段と完全に同文。

S理論的宣言―一項・S四、五と同旨。M₂₃四

―一九の要約とみうる。

R「所見」で理論的説明。Ca九説明。

VI二、自由の本質規定。

L三と同旨。

VI七、八、権利・義務の二重関係規定。

A・ラメトの編集的要約提案で確定。

S理論的宣言―一項と同旨。

Mg「自由について」が、法の支配による自由を強調。C₅六が法律にのみ服従することが、自由と規定。

VI九、一〇同旨。

五条 法律は、社会に有害な行為でなければ禁止する権利はない。

法律によって禁止されていないすべてのことは、阻げることができず、また何人も法律が命じていないことをなすよう強制されることはない。

六条 法律は、一般意志の表現である。

すべての市民は、彼ら自身でまたはその代表者を通じて、その作成に協力する権利をもつ。

M₂₃ 一〇（|| M₁₆五）に、関連する表現があるだけ。

M₂₃ 一二（|| M₁₆後段）と殆んど同文。S 一四が同旨。

Ca 一三、一四。

A・ラメトの編集的提案で確認

S 二六冒頭が宣言（|| M₂₃ 一一後段 || M₁₆ 六後段）。

「一般意志」の実質的意義が何かが問題。

Sv 三、Ca 一九、C₅ 五、VI 一二。

M₂₃ 一一前後 M₁₆ 六前後。S 二六の二段は代表制のみ。

L 四も同様。

Sv 五、六参照。

Cr 一が市民の直接法立協力権を明確に規定。

R 「諸原則」三、Ca 五八、五九、VI 一二、が直接民主制的イデー、ただし慎重な検討を要す。

法律は、保護する場合でも、処罰する場合でも、すべてのものにとって同一でなければならぬ。

すべての市民は法律の眼にとつて平等であるから、彼らの能力にしたがい、彼らの徳性と才能以外の差別をのぞけば、ひとしくあらゆる公の高職、地位および職務に就くことができる。

七条 何人も、法律により確定された場合で、かつ法律の規定する形式によるのでなければ、訴追され、逮捕され、拘禁されえない。

S 一六、一七、一八と同旨。

M₂₃ 一〇 (II M₁₅)、L七にその趣旨がみえる。

A 一、三、四、一、一、一、二、一三 (一)、二、

三、四、一〇) が法律の下の平等・全国(民的統一を成立させた。VI 一三、一五、同旨。

C₅ 一七所有と品格の不平等示唆。

七月中の草案には、特にみあたらず。

Th 四に同旨あらわる。

A 九 (一一) で明確に宣言。

B 七四同旨。

S₂₂ 三八、同旨、封建的偏見排斥。

C₅ 一八同旨。VI 一一同旨だが義務のニュアンスあり。

第六条全体はタレーラン提案を基本に確定。ラリ・トランダル修正によりまとめた。

S 二〇と殆んど同文。

M₂₃ 一七、M₁₆ 一一同旨。

C 報告に同旨あり。

C₅ 七同旨含む。

VI 一四同旨。

タルジェ提案で確定。

恣意的命令を請求し、発令し、執行しまたは執行せしめた者は、処罰されねばならない。

しかしながら法律により喚召されたまたは逮捕された市民は、ただちにしたがわねばならない。抵抗すれば有罪となる。

八条 法律は、厳格で明白に必要な刑罰のみを定めねばならず、何人も、犯罰に先立って制定公布され、かつ適法に適用される法律によるのでなければ、処罰されることはない。

九条 すべての人は、有罪だと宣告されるまでは無罪だと推定されるのだから、その逮捕が不可欠だし判定されたときでも、その身柄を確保するため必要でないような一切の強制措置は、法律によつて厳しく抑圧されねばならない。

一〇条 何人もその意見について、それが宗教上のものであつても、その表明が法律によつて定められた公共の秩序を乱すものでないかぎり、不安ならしめられてはならない。

S 一二と全く同旨。
タルジエ提案による。

S 一九と殆んど同文。

後段はL四、M₂₃一三・一九(II M₁₆八・一二)と同旨。

C₅同旨含む。

デュポール提案により確定。

特にみあたらず。

デュポール提案により確定。

C 報告がふれている。

M₂₃二一(II M₁₆一四)がモデル。

Sv 一一④⑤、参照。

B 一三、一四、五〇、五一、五二、五三が関連、詳しく規定。

R 「所見」中思想の自由の部分も参照に値す。

S₁₂ 「憲法案」一部二条同旨含む。VI 一六、一七、一八関連。

一一條 思想および意見の自由な伝達は、人間の最も貴重な権利の一つである。したがってすべての市民は、自由に語り、書き、印刷することができ、ただし、法律によって確定されたところのこの自由の濫用にあたる場合には、責任を負う。

一二條 人間と市民の権利の保障は、公共の武力を必要とする。したがってこの武力は、すべての人の利益のため設けられたものであって、それを委託された人々の個別的利益のためではない。

ド・カステラーヌ提案で確定。
ミラボー伯、ラボー・ド・サンテチエンヌ（ペ
ンシルバニア、フィラデルフィア章典）の信
教自由案容れられず。

S 理論的宣言一一項、S 五、M₂₃、M₁₆、二五
と同旨。なお、L 二に例示あり、C 報告およ
び不一致条項一八参照。

VI 一九 ラ・ロシュフコー、ラボー・ド・サ
ンテチエンヌ、タルジェ案の総合。

M₁₆ 二〇、S 一二・一三に関連。

S₄₂ 「憲法案」三部四条関連。

C₅ 一九が軍に対する文民優位規定おく。

VI 二〇と全く同じ。

諸討議の後、VI 二〇原案どおり。

一三条 公共の武力を維持し、行政の経費にあてるため、共同の租税が不可欠である。それは、すべての市民の間に、その能力に依じて、ひとしく配分されなければならない。

一四条 すべての市民は、彼ら自身でまたはその代表者を通じて、公共の租税の必要性を確認し、それを自由に承諾し、その用途を追求し、またその数額、基礎、徴収および存続期間を決定する権利をもつ。

一五条 社会は、その行政に属するすべての公務員に報告を求める権利を有する。

C一致条項八・九(C不一致条項一六)で同意原則示す。

A七・八(九)により特権廃止、租税平等を打出す。

A二、五、六、一三(五、六、一二)は封建的負担を廃止または買戻しうるものとす。

S₄₂憲法案一部一二条「平等に」を追加。C₅一三は「区別なく」と表現。VI二一「平等」を強調なし。

諸討議の後、原案に「ひとしく」をいれて可決。

L八、S二七、M₂₃二〇(=M₁₆一三)同旨。

ただし、具体的かつ詳細になっている。

Cr八同旨。

S₄₂三四、三五、三六。

VI二二、同旨。

タルジェ、デュポールが「彼ら自身それはその代表者を通じて」を追加、ロベスピエール案も影響して確定。

C報告、L六、S三一に公務員の責任の規定がある。

VI二三、全く同じ。

一六条 権利の保障が確保されず、権力の分立が決定されていないあらゆる社会は、憲法をもっていないのである。

一七条 所有は、神聖で不可侵の権利であるから、何人も、適法に確認された公共の必要性が明白に要求する場合で、事前に正当な補償が与えられなければ、奪われることはない。

デュポール寄与。

C 報告、M₁₆ 報告、L 六、S 理論的宣言一五項、M₂₃ 九、一四、M₁₆ 四・九、の趣旨が極小方式に圧縮さる。

Ca 四〇 同旨、「分立」の語用。

VI 二四、殆んど全くそのまま。

C・ラリ・トランダル、ムーニエら支持。

C 報告、C 一致条項一〇、L 二、S 理論的宣言一〇、S 六・八・九（ただし社会権のニュアンス含む二五）、M₂₃ 九、M₁₆ 四に同旨含まる。

ただし、補償については Tg 一六。

A 二、六（一、五、六）は封建的な財産権をも、同じ精神と論理で保護。

B 五四 同旨。

C₂ 二公用収用と補償につき規定。VI 三、四、デュポール提案により確定。

(1) M. Deslandes, Histoire constitutionnelle de la France, t. 1, op. cit., p. 65.

(2) 高見勝利 「Etats Generaux 史研究の動向」 商学討究（小樽商大）一九七七年三月、所収、参照。

(3) 本誌一五卷一号「一八一三頁」とくに二二頁注（6）の具体例参照。

U, Marceagi, Les origines de la Déclaration des Droits de l'Homme de 1789, Paris, Arthur Rousseau, 1904, p. 157-171. は諸願書に対するルノーの影響を「とまた」ノイシオウラットの影響を強調している。

- (4) 国民議会における人権宣言の討議段階でも、各所に請願書の要求への配慮がみえる。例えば、八月二三日の信教の自由(第一〇条)の討議にあたり、ラボー・ド・サンティエヌヌの発言部分参照。
- (5) 本誌一四卷三・四号一三九頁。
- (6) *Mémoires de Lafayette*, II, 303, 18 (回想録中。cit. par R. Delagrangé, *Le Premier Comité de la Constitution de la constituante* (1789), *Ses vues et ses projets*, thèse Paris, 1899, P. 85.
- (7) 前掲拙稿「フランス革命の人権宣言をめぐるラファイエットとジェファーン」三四八―三五〇頁。
- (8) 同、三五二―三五三頁。
- (9) 同、三四五―三四七頁、三五五―三五八頁、三六六―三六七頁。
- (10) B. Fay, *L'Esprit révolutionnaire en France et aux États-Unis*, op. cit. 1925. のいう「革命精神」である。したがって、それは「一般的・総合的な、かなり漠然とした」しかし、世論ないし一般市民に強い共感を呼んだ精神であるといえよう。
- (11) 右掲拙稿「ラファイエットとジェファーン」三五九―三六四頁。同、三六七―三六八頁。他条項へのアメリカ州憲法等の影響については、なお別に慎重・厳密な検討を要する。
- (12) 右注(10)―(11)。
- (13) ロックの政治思想を根元にフランス革命の思想を「統一的にとらえる」のは、長谷川正安、前掲『フランス革命と憲法』一〇三頁、「アメリカの立法をつらぬくこれもロックやブラックストンの影響下にある民主主義政治思想とフランス革命をイデオロギー的に準備した政治思想とを、ロック的政府論で統一的にとらえるから(シュバリエも同じとらえ方をしている)、イエリネクの強調―人権宣言におけるルソーの影響の否定とアメリカの影響の強調―は、あまり感心できない。」である。

M. Grondon, *Les doctrines politiques de Locke et les origines de la Déclaration des Droits de l'Homme de 1789*, thèse Faculté de Droit, Bordeaux, 1920, p. 87-89 がロックの政治思想の影響をもっとも「直接的かつ甚大」なものとし、ヴォルテール、(ルソーのラジカルな変形を批判)、モンテスキュー、マーブリー、フィジョクラットに同様の思想を見出し、「百科辞典」等を通じ世界に伝播した一八世紀の五六〇年代にせら「共通の思潮」が、アメリカの権利宣言、およびフランスの人権宣言制定の前提であったとする。なお、アメリカの諸権利宣言を、「封建的起源をもち、もっぱら国民的なイギリスの憲

- 章と、合理的かつ普遍的なフランス人権宣言」との間の「過渡形態」ととらえていることが注目される(一〇頁)。
- (14) 本誌一八卷三号、七四、五三―五四頁。
- (15) A. Conac, *op. cit.*, P. 440-441. は指摘する。「J・J・シュヴァリエが書いてくるように(F. F. Chevallier, *Histoire des institutions politiques et des régimes politiques de la France*, Dalloz, 1966)『権利宣言の中には、はっきり現実性がありかつ実際の諸条項があり、それらに、フランス人達は、その公証人、その代訴人、その代理人すべての不動産所有者といった、制憲議會を構成していた人々を通じて、彼らのきわめて活潑な現実感覚と、日常性と日常的諸利益を刻印したのである。』しかし、彼らは何故に「普遍的な意義をもつ救世主的条項を起草し採用したのか。それは、「専制政に対する武器を提供し、特権を奪われた貴族達の反撃を封ずるために、彼らは巧みに彼らの政治的・社会的企だてを隠蔽し、すべての人間に共通した自然権を喚び起す方式をとった。それは、抽象化した方が、歴史的状況によってくどくど理由づけた議論よりもより強い重みをもたせることができたからである。」後掲(26)をみよ。
- (16) 本誌一五卷一号、二三頁をみよ。
- (17) 本誌一五卷一号、一三頁をみよ。浦田一郎「シエースの憲法思想」(勁草書房、一九八七年)、とくに、四八頁以下参照。
- (18) クレニエール案一項(ただしその「内実」についての批判、長谷川、前掲書、一〇八頁のその法律万能論は、「一見ルソーに似て、まったくルソー的ではない。」後には「卑俗化された自然法がみられるだけである」参照のほか、後掲稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』」(〇七―〇九頁参照)一〇七―一〇九頁参照(注(11)検討)。
- ラ・ヴォー・ド・サン・ティエンヌ案、第六部会案、カルトン案、セルヴァン案、参照。本誌一八卷三号、七五―七六頁、de la Declaration. *op. cit.*, P. 172-188. 参照。
- (19) アメリカの影響よりフィジョクラットの影響(個人権思想)が「はるかに大きい」ことを強調した。Marcaggi, *Les origines de la Declaration. op. cit.*, P. 172-188. 参照。
- (20) 長谷川、前掲『フランス革命と憲法』一〇―一〇九頁参照。
- (21) Conac, *op. cit.*, 438-443. J. J. シュヴァリエとともに、アメリカ諸州憲法とフランス人権宣言の「目的とするところ」の違いを指摘し、前者がイギリス本国で享受していた実定法的諸権利を憲法化することだったのに対し、後者は、「政治的秩序を改変し、新しい法秩序の基礎をすえ、社会の精神のあり方と構造をつくりかえること」をめざしたと指摘する。
- (22) それは、フランス憲法史の実体そのものにあっても、国際的ないし人類的な次元においても、具有していた「限界」であ

り、その「限界」が、歴史的・国際的に普遍的な人権理念の内実化により次第に起克されてゆくのが、その後のフランス憲法史と国際的人権保障の歴史的展開といえよう。

(23) 稲本洋之助「一七八九年の『人および市民の権利の宣言』——その市民革命にむける位置づけ——」、東京大学社会科学研究所編『基本的人権の研究3 歴史II』（東京大学出版会、一九六八年）、八七—一三九頁は、本稿の「制立過程」研究をも注意深く活用・検討し、鋭い分析を加えた力作であり、人権宣言研究の前進のための基本文献である。また、『一七九一年憲法の資料的研究』東京大学社会科学研究所、一九七二年、杉原泰雄氏の「古典的」三部作のほか、辻村みよ子、浦田一郎、三輪隆、初宿正典、宇部宮純一氏ら若い世代の人権宣言研究が蓄積されつつあり、それらのわが国における貴重な成果に学び、次の作業に取組まねばならない。なお、最近の論稿、浜林正夫「フランス革命の世界史的意義——人権宣言を中心に——」『科学と思想』七三号、一九八八年、九六—一二二頁がある。

(24) 七月二七日議事録の付録につけられたタルジェ案（本誌一五卷一〇号二九頁）の、所有権にかんする詳しい規定のみ、ここに訳出補足しておく。

一五条 所有は各人に属し、一定の物を排他的に使用し、かつ処分する権利である。この権利の不可侵性は政治団体により保障される。

一六条 何人もその所有を犠牲にする義務を誰に対しても負わない。それは政治団体に対してすら義務づけられず、政治団体が所有を奪い取るのは、公的かつ絶対的な必要ある場合で、少なくとも同等の価値が所有者の手に渡された後においてのみである。

一七条 何人もその所有の一部を公けの負担を支持するために手ばなすことは、社会の構成員または彼らの代表者の自由で任意的な法令デクレによってのみ強制される。

一八条 所有権は物に対してのみ存在しうる。ある人間が他の人間に対し、彼らの自然権を侵害して行使するところのすべての権力は、実力による篡奪であり、所有ではありえない。それは権利ではなく、犯罪である。

一九条 その行使が政治団体にとって有害であるような所有は、その価値と少なくとも同等の償ヴァンダス還をなすことによつてのみとることができる。

(25) 拙稿「フランス人権宣言二〇〇年記念・憲法院主催シンポジウム」ジュリスト九三八（一九八九・七・一五）号、七二—七

五頁。

(26) 一九八九年九月四・五日、北大法学部主催、日仏国際シンポジウム「フランス革命・人權宣言と日本・北海道・アジア」(出版準備中) 参照。とくに一七条につき稲本洋之助報告・発言に注目。

v. M. Ducl, *La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen : l'énigme de l'article 17 sur le droit de propriété : la grammaire et le pouvoir*, RDP, 1974, no.5, p.1295-1318.

INTRODUCTION À L'ÉTUDE SUR LA DÉCLARATION DES DROITS DE L'HOMME ET DU CITOYEN DE 1789 (4)

Tadakazu FUKASE*

La présente étude examine le dernier stade des travaux préparatoires de la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen entre les 20 et 26 août 1789, c'est-à-dire, les discussions sur chaque article, l'un après l'autre.

Elle signale, par exemple, prudemment une influence essentielle du projet de Lafayette sur les articles 1, 2, 3 de la Déclaration (redigés par Mounier, influencé à certain égard par Siéyès) pour mesurer l'apport de l'influence de la Déclaration de l'Indépendance américaine et des principes des "Bills of rights" des Etats américains ainsi que pour examiner l'influence et la limite de Thomas Jefferson (Ambassadeur américain en France d'alors) sur Lafayette.

Elle analyse aussi la longue discussion passionnée sur la liberté à l'égard de la religion pour constater que le principe adopté finalement (l'article 10) n'est pas celui de la liberté religieuse au sens américain du mot (insisté par Mirabeau, notamment par Rabaud de Saint-Etienne), mais celui de la tolérance religieuse.

Ainsi elle examine attentivement toutes les discussions finales pour la Déclaration adoptée provisoirement le 26 août 1789, "acceptée" par le roi le 5 octobre ("révolution par les juristes" réussie par l'impact de la masse populaire, des femmes parisiennes demandant du pain), promulguée le 3 novembre, devenue définitive un an après.

La hâte et le désordre plutôt que la prudence et la perfection des débats dans ce stade dernier nous impressionnent (cf. Deslandres). C'est un peu étonnant pour nous de constater que l'article 17 de la Déclaration fut à peine inséré (par Duport) au dernier moment des débats, la disposition vitale pour assurer la Déclaration de l'abolition de la féodalité du 4 août (les décrets des 5-11 août), notamment par "une juste et préalable indemnité", et pour créer un nouvel ordre économique future.

Mais la gloire des hommes de la Révolution française consiste à faire cristalliser les principes et les droits de l'homme les plus urgents et indispensables,

*Professeur à la Faculté de Droit de l'Université de Hokkaido.

même provisoirement adoptés dans les conditions extrêmement mouvementées, mais essentiellement valables pour toute l'Humanité et tout le temps.

Ainsi cette étude, après avoir examiné tous les stades des travaux préparatoires de la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen (du 6 juillet au 26 août 1789), résumes quels éléments ou quels projets présentés composent les 17 articles de la Déclaration.

La conclusion en est que la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen est un ensemble pluraliste des éléments et caractéristiques fondamentaux (essentiels et particuliers-réels) de 4 phases suivantes :

1. Les demandes des "commettants" exprimées dans les "Cahiers".
2. Les idées générales pour la révolution exprimées dans le projet de Lafayette (notamment, la résistance à l'oppression comme droit naturel) et "l'esprit révolutionnaire" essentiellement commun franco-américain (B. Fay), dont on peut trouver l'influence dans les articles 1, 2, 3 de la Déclaration (Mounier, Siéyès) (on peut d'ailleurs trouver aussi son influence dans la Constitution japonaise de 1946 (arts. 11, 12, 13, 97)).
3. Les décrets du 4, des 5–11 août de l'Assemblée Constituante pour abolir la féodalité et les demandes, par l'intermédiaire de l'Assemblée, des paysants.
4. L'idée anglaise (par Mounier), le raisonnement à la française de Siéyès, l'idée de démocratie directe à la rousseauiste, l'idée des droits individualistes de physiocrates.

On ne peut donc adopter les deux thèses extrêmes, ni G. Jellinek, ni E. Boutemy.

C'est plutôt la pluralité d'origine des idées anglaise, américaine et française que l'Assemblée Constituante a réussi de synthétiser par l'emploi de sa formulation cartésienne et abstraite, en répondant à et conciliant les exigences pratiques particulières de la France d'alors, mais en faisant de cette proclamation la lumière générale pour toute l'Humanité et pour tout le temps.

C'est pour cela que la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen est devenu le modèle du fondement pour la Constitution moderne et qu'elle a fait tour du monde plusieurs fois. Son rayonnement a atteint le Japon, et sa Constitution actuelle de 1946 a adopté essentiellement les mêmes principes de base franco-américains, notamment dans ses articles 11, 12, 13 et 97, et le prolongement de la Déclaration de renonciation à la guerre de conquête du 22 mai 1790, par l'intermédiaire du traité de Briand-Kellogg de 1928, dans son article 9.

Voilà la vraie gloire des principes universels de la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen dans le monde et pour le Japon.

On consultera, comme indexe, le Tableau de référence pour préciser les

influences de tous les projets présentés à l'Assemblée Constituante sur les 17 articles de la Déclaration définitive, annexé dans cette présente étude.

On consultera, en outre, très utilement le resultat fructueux du Colloque international franco-japonais en l'honneur du Bicentenaire de la Révolution française et de la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen organisé par notre Faculté de Droit qui avait lieu à l'Universite de Hokkaido les 4 et 5 septembre 1989.